泊村地域防災計画
（資 料 編）

泊村防災会議

目　　次

第１章　総則

第２章　泊村の概況

資料２－２－１－１　過去の主な災害記録　１～４

第３章　防災組織

資料３－３－１－１　泊村災害対策本部条例　5

資料３－４－１－１　住民組織一覧　6

第４章　気象業務に関する計画

第５章　災害予防計画

資料５－10－１－１　高波・高潮・津波等の危険区域　7

資料５－10－２－１　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定状況　8

資料５－10－３－１　がけ崩れ・地すべり等危険区域　９～11

資料５－10－４－１　土石流危険渓流　12

資料５－10－５－１　災害危険区域図　13～14

資料５－10－６－１　危険物貯蔵施設一覧　15

第６章　災害応急対策計画

資料６－５－１－１　指定緊急避難場所一覧　16

資料６－５－９－１　指定避難所一覧　17

資料６－８－４－１　広域応援・受援に関する協定等　18～59

資料６－９－５－１　ヘリコプター離着陸・物資投下の可能地点　60

資料６－11－７－１　村内及び近隣の医療施設一覧表　60

資料６－12－４－１　感染症指定医療機関　60

資料６－16－８－１　炊出し施設の状況　61

資料６－17－３－２　給水車両の保有状況　62

資料６－17－３－１　給水施設の状況　62

資料６－26－２－１　応急教育の予定施設　62

資料６－27－２－１　火葬場・埋葬場の所在地　62

資料６－29－４－１　じん芥処理施設の現況・し尿処理施設の現況　63

第７章　　地震・津波災害対策計画

第８章　　事故災害対策計画
資料８－２－１－１　漁港区域図　64

第９章　　災害復旧・被災者援護計画
資料９－１－３－１　事業別国庫負担金等一覧　65～68
資料９－２－３－１　応急金融の大要　69～81

資料　２－２－１－１

過去の主な災害記録

発生年月日	種別	災害箇所	被害状況
昭和 21 年 8 月 29 日	火災	堀株地区	村有林１０町歩焼失
昭和 22 年 11 月 27 日	波浪	全地区	漁船大破１０隻、小破５隻
昭和 24 年 12 月 29 日	火災	泊地区	住宅１棟１戸全焼
昭和 25 年 12 月 30 日	波浪	全地区	道路、提防、防波提決壊
昭和 26 年 12 月 10 日	水害	泊地区	モヘル川護岸延長５．４５米巾員１．５米決壊
昭和 28 年 4 月 29 日	水害	泊、茅沼炭鉱、盃地区	モヘル川、玉の川、盃川の護岸、橋梁、道路決壊
昭和 29 年 2 月 27 日	火災	茅沼地区	住宅１棟３世帯全焼
昭和 29 年 2 月 28 日	水害	泊地区	倉庫１棟流失
昭和 29 年 4 月 6 日	火災	堀株地区	住民７棟６世帯全焼、罹災者２９名、損害額約 17,674 千円
昭和 29 年 9 月 27 日	暴風雨	全地区	倒壊家屋２０戸、半壊家屋６０戸、１部被害６７１戸、農作物被害６６町歩、港湾被害２港、漁船１０隻、炭鉱被害 54,690 千円、被害総額９千万円
昭和 30 年 3 月 18 日	隔雪	泊地区	住宅１棟倒壊
昭和 30 年 4 月 12 日	火災	泊地区	第１泊洋荘１棟全焼、罹災者８世帯、３０名
昭和 33 年 1 月 2 日	暴風	全地区	倒壊家屋１戸、罹災者５人 その他　被害額 3,380 千円
昭和 33 年 2 月 6 日	火災	炭鉱地区	住宅１棟全焼、罹災者２世帯９人
昭和 35 年 12 月 18 日	火災	炭鉱地区	炭鉱社宅３棟全焼　罹災者５世帯１８人
昭和 36 年 4 月 12 日	火災	盃地区	第３泊洋荘１棟全焼、罹災者４世帯１８人

発生年月日	種別	災害箇所	被害状況
昭和36年 7月24日	水害	全地区	流失　５２戸　人員　７２人 全壊　４２戸　人員　７６人 半壊　５１戸　人員　８８人 浸水４７９戸　人員８９４人 ２３，３６０千円 土木被害　２０４，７２０千円 炭鉱被害　８０，９２０千円 農業被害　３，０００千円 水産被害　４，８４９千円 合計　３１９，５６５千円
昭和37年 3月28日	火災	炭鉱地区	炭鉱住宅３棟、罹災者14世帯58人
昭和37年 8月 3日	水害	全地区	全壊　４戸　人員　２２人 １，４２０千円 半壊　１戸　人員　６人 ２００千円 浸水９３戸　人員４７５人 ２００千円 農業被害　２，０５５千円 土木被害　１８，２２０千円 水産被害　２，６５５千円 林業被害　１，４４０千円 衛生施設被害　７５０千円 鉱業被害　４，５００千円 合計　３１，４４０千円
昭和37年12月17日	火災	茅沼地区	住宅２棟２戸全焼
昭和47年 4月 3日	火災	茅沼地区	住宅１戸全焼、焼死者１名
昭和48年 3月24日	波浪	興志内地区	弁天橋流失、磯船２隻流失
昭和48年 8月17日	水害	茂岩地区	茂岩川氾濫
昭和48年12月22日	波浪	村内全域	盃海岸線土砂流出２００ｍ 国道２２９号線護岸欠壊５０ｍ
昭和49年 4月21日	暴風雨	村内全域	非住家屋２８戸全壊、磯舟１隻流失
昭和54年 8月18日	暴風雨	盃、渋井地区	漁船１隻沈没、磯舟１隻流失
昭和56年 1月13日	豪雪	茅沼地区	豚舎１棟全焼
昭和56年10月10日	暴風波浪	茅沼地区	非住家屋２戸全壊

発生年月日	種別	災害箇所	被害状況
昭和56年10月24日	暴風波浪	村内全域	非住家屋２戸全焼、非住家屋８戸半壊、漁船１隻沈没、護岸２ヵ所欠壊
昭和58年 4月29日	暴風		家屋１部破損１戸、非住家屋１７戸半壊
昭和59年10月28日	暴風雨	村内全域	家屋１部破損３戸、非住家屋半壊３戸
昭和60年 7月26日	火災		家屋１戸全焼
昭和60年 8月12日	波浪		漁船４隻流失
昭和60年 9月 7日	豪雨		モヘル川欠壊、床下浸水２戸、崖くずれ３ヵ所
昭和62年 9月 1日	暴風波浪	村内全域	家屋半壊４戸、１部破損１戸、床下浸水５戸、非住家屋全焼２８戸、漁船流失１４隻、漁船破損７隻、弁天橋流失
平成 5年 7月12日	津波	村内全域	漁船破損１７隻、イソ舟沈没２隻
平成 7年11月 8日	高波	村内全域	泊村栽培漁業センター破損
平成14年 7月15日	豪雨	村内全域	床上浸水１戸、床下浸水１戸、崖くずれ１１ヵ所
平成16年 9月 8日	台風18号	村内全域	住家一部損壊　２件 ４５０千円 非住家一部損壊　８件 ５１４千円 土木被害（漁港等）８件 １５９，７００千円 水産被害（漁具等）３４件 １４４，５２７千円 商工被害　４件 ２，４００千円 その他（交通看板等）１４件 ５１７千円
平成19年 2月15日～16日	低気圧	興志内地区 泊地区	水産被害　２件（盃漁港本港、泊漁港）　５７，９９１千円

発生年月日	種別	災害箇所	被害状況
平成21年 3月 7日	低気圧	興志内地区	水産被害　１件（盃漁港） ４８，０７７千円
平成22年 7月29日	大雨	村内全域	床上浸水　１件 床下浸水　４件 土砂崩れ　１０件 道路冠水　１件 護岸決壊　４件 トンネル通行止め　１件
平成22年12月12日	低気圧	村内全域	水産被害　６件（定置網４件、盃漁港、カブト分区）
平成23年 7月14日	大雨	盃地区	道路冠水　１件
平成24年12月 6日	強風	村内全域	住家一部破損　３件 非住家一部破損　１６件
平成26年11月 3日 ～ 4日	暴風波浪	興志内地区 盃地区	水産被害　３件（盃漁港２件、カブト分区１件）
平成26年11月13日 ～14日	暴風波浪	興志内地区 盃地区	水産被害　３件（盃漁港２件、カブト分区１件）
平成26年12月 2日 ～ 3日	暴風波浪	興志内地区 盃地区	水産被害　２件（盃漁港、カブト分区）
平成27年10月 2日 ～ 3日	暴風波浪	興志内地区 盃地区	水産被害　２件（盃漁港、カブト分区）
平成28年 2月29日 ～ 3月 1日	暴風雪	村内全域	公共文教被害　１件 住家一部破損　５件 非住家被害　６件 水産被害　３件 その他（倒木被害等）　７件

資料　３－３－１－１

○泊村災害対策本部条例

（昭和３７年１２月２５日
条例第１２号）

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２３条の２第８項の規定に基づき、泊村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（　班　）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

２　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　班に班長を置き、災害対策本部長の指（令）名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　班長は班の事務を掌理する。

（雑　則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２５日条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料　３－４－１－１

住　民　組　織　一　覧

地　　域	名　　称	会員世帯数
泊	第　１　地　域　会	２４
	第　２　地　域　会	４９
	第　３　地　域　会	７８
	照　岸　地　域　会	５８
	臼　別　地　域　会	９２
盃・興志内	盃　地　域　会	１７６
茅　　沼	茅　沼　地　域　会	２６７
渋　　井	渋　井　地　域　会	１１７
堀　　株	堀　株　地　域　会	６９

（平成２８年３月３１日現在）

資料　５－１０－１－１

高波・高潮・津波等の危険区域

番号		危険区域の現状						予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
一連	図面	市町村名	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	指名名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要
	①	泊村	茂岩	1,440	530	200	高波	8			水産干場1 畑 0.1	道	海岸法	36.5.30	1,220	○		道 (建設部)	海岸保全計画 検討中
	②	泊村	興志内	1,960	1,383	300	高波	20			－	道	海岸法	36.5.30	1,228	○		道 (建設部)	実施済
	③	泊村	盃	1,750	1,562	600	高波	20			水産干場3	道	海岸法	39.2.1	488	○		道 (建設部)	実施済
	④	泊村	照岸	2,493	760	200	高波	4			水産干場1	道	海岸法	36.5.30	1,228		○	道 (建設部)	実施済
	⑤	泊村	泊	3,266	820	－	高波	30			－	道	海岸法	36.5.30	1,228	○		道 (建設部)	実施済
	⑥	泊村	茅沼	300	－	300	高波	30			－	－	－	－	－	－	－	道 (建設部)	実施済
	⑦	泊村	渋井	1,780	645	150	高波	3			畑 0.3ha	道	海岸法	36.5.30	1,228	○		道 (建設部)	海岸保全計画 検討中
	⑧	泊村	堀株	1,100	－	100	高波	20			－	道	海岸法	36.5.30	1,228	○		道 (建設部)	実施済
	⑨	泊村	臼別	850	－	－	高波	20			水産干場2	－	－	－	－		－	道 (建設部)	海岸保全計画 検討中
合計				14,939	5,700	1,850		155											

（平成２８年３月３１日現在）

資料　５－１０－２－１

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定状況

番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特　別 警戒区域	位置図	区域図	備考
1	急傾斜地の崩壊	泊村字茅沼村	泊茅沼村６	Ⅰ－１－395－932	平成 24 年 8 月 24 日	○	○	１－１	１－２	
2	急傾斜地の崩壊	泊村字茅沼村	泊茅沼村７	Ⅰ－１－396－933	平成 24 年 8 月 24 日	○	○	２－１	２－２	

（平成２８年３月３１日現在）

（凡例）

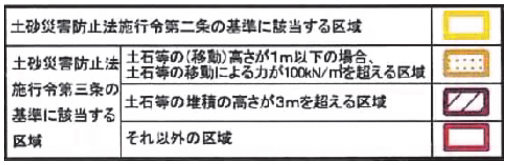

１－１

１－２

２－１

２－２

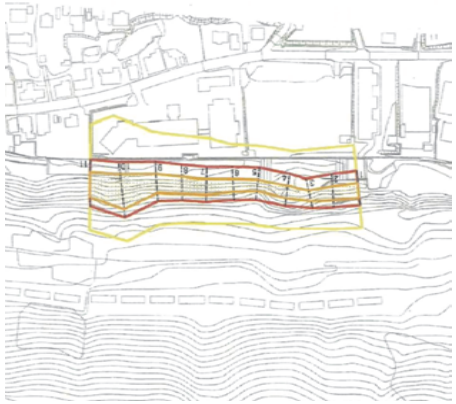

資料　５－１０－３－１

がけ崩れ・地すべり等危険区域

（がけ崩れ等）

番号	危険区域の現況						予想される被害			
図面	市町村名	区域名	場所	延長（L）（m）	高さ（m）	斜面勾配（度）	人家戸数（戸）	斜面下部人家戸数（戸）	公共的建設の種類	避難場所の有無
急 041	泊村	興志内村	民宿あさの～ホテル積丹荘	320	178	40	7	7	民宿 ホテル	○
急 042	泊村	興志内村	盃温泉４号６号管理棟	70	172	40	0	0	温泉管理棟	
急 043	泊村	興志内村	国民宿舎もいわ荘～中村宅	190	146	46	2	2	国民宿舎 民宿	○
急 044	泊村	興志内村	ホテル潮香荘～小林宅	300	158	42	10	10	ホテル 古宇郡漁業協同組合	
急 045	泊村	興志内村	小林宅～小林宅	140	12	40	7	7		
急 046	泊村	興志内村	小林宅～藤田宅	300	30	43	22	22		
急 047	泊村	興志内村	藤巻宅～菊地宅	650	204	45	50	50	旅館 消防団 郵便局 古宇郡漁業協同組合 集会所	○
急 048	泊村	盃村	梅庭宅	55	98	39	1	1	寺	
急 049	泊村	盃村	秋田宅～草薙宅	365	14	58	14	14		○
急 050	泊村	盃村	田山宅～金子宅	145	34	44	7	7		
急 051	泊村	泊村	広川宅～高橋宅	130	22	55	8	8		
急 052	泊村	泊村	赤坂宅～井口宅	120	18	44	7	0		
急 053	泊村	泊村	沼崎宅～藤本宅	140	20	45	6	1		
急 054	泊村	泊村	法輪寺	75	12	43	0	0	法輪寺	
急 055	泊村	泊村	藤田宅～郷土資料館	525	10	48	32	31	郷土資料館 郵便局	
急 056	泊村	泊村	川村宅～石田宅	120	20	90	7	0		
急 057	泊村	泊村	長尾宅～山村宅	270	18	57	16	16		○
急 058	泊村	泊村	寺井宅～山崎宅	410	22	45	27	22	民宿 集会所	○
急 059	泊村	泊村	泊村栽培漁業センター	80	20	67	0	0	栽培漁業センター	

番号	危険区域の現況						予想される被害			
図面	市町村名	区域名	場所	延長（L）（m）	高さ（m）	斜面勾配（度）	人家戸数（戸）	斜面下部人家戸数（戸）	公共的建設の種類	避難場所の有無
急060	泊村	泊村	工藤宅～藤倉宅	70	14	45	8	0		
急061	泊村	茅沼村	藤巻宅～瀬戸宅	180	54	42	10	10		
急062	泊村	茅沼村	小林宅～高橋宅	180	50	40	9	9		
急063	泊村	茅沼村	土方宅～中屋宅	95	40	36	11	11		
急064	泊村	茅沼村	北海道電力変電所	45	30	47	0	0	変電所	
急065	泊村	茅沼村	泊村養護老人ホーム	150	26	45	31	0	老人ホーム 診療所	○
急066	泊村	茅沼村	泊村総合福祉センター	115	20	45	0	0	福祉センター	○
急067	泊村	茅沼村	福岡宅～蛯子宅	380	38	45	27	27		
急068	泊村	堀株村	町田宅～株式会社泊製甲所	135	24	52	13	13		
急069	泊村	堀株村	太田宅～泊製甲所	300	34	40	19	19	集会所 消防団	○
急070	泊村	堀株村	須藤宅～山内宅	310	106	45	25	25		
急071	泊村	堀株村	小林宅～丸山宅	155	30	40	2	2	寺 集会所	○
急072	泊村	堀株村	泊海寮～古田宅	170	28	50	5	5		
急073	泊村	興志内村	会津宅～背戸宅	70	155	46	0	0		
急074	泊村	盃村	綿谷宅～木村宅	20	6	46	1	0		
急075	泊村	盃村	中村宅～金子宅	85	44	52	3	3		
急076	泊村	盃村		60	36	47	2	2		
急077	泊村	盃村	菊地宅	30	36	45	1	1		
急078	泊村	泊村	レストハウスワン・ツー	28	18	60	1	0		
急079	泊村	泊村	八田宅	40	34	40	1	1		

番号	危険区域の現況						予想される被害			
図面	市町村名	区域名	場所	延長（L）（m）	高さ（m）	斜面勾配（度）	人家戸数（戸）	斜面下部人家戸数（戸）	公共的建設の種類	避難場所の有無
急 080	泊村	泊村	久々江宅	12	22	70	1	0		
急 081	泊村	泊村	高橋宅	15	6	43	1	1		
急 082	泊村	泊村	西宅	30	44	42	1	1		
急 083	泊村	泊村	三浦宅～深平宅	60	14	45	2	2		
急 084	泊村	泊村	山内宅～水野宅	30	16	50	3	0		
急 085	泊村	泊村	長内宅	12	14	46	1	0		
急 086	泊村	茅沼村	大川宅	65	80	46	2	2		
急 087	泊村	茅沼村	菅原宅～岩内山口クリーニング	120	24	39	5	5	泊村総合福祉センター	○
急 088	泊村	茅沼村	山二工業	15	12	55	1	0		
急 089	泊村	堀株村	福原宅	55	36	43	2	2		
急 090	泊村	堀株村	福原宅	35	30	52	2	2		
急 091	泊村	堀株村	北海道電力	45	38	43	1	1		
急 092	泊村	堀株村	北海道電力	20	38	43	1	1		
急 093	泊村	堀株村	北海道電力	60	68	40	2	2		
急 094	泊村	堀株村	ヤマショー～中央給食センター	45	36	39	2	2		
急 095	泊村	堀株村	繋馬宅	45	24	43	3	3	はまなす寮	
急 096	泊村	堀株村	大和宅～竹ヶ原宅	65	22	62	3	3		
急 097	泊村	堀株村	鈴木宅	50	22	43	1	1		

（地すべり）

番号	危険区域の現況				予想される被害			
図面	市町村名	区域名	場所	危険区域面積（k㎡）	住家（戸）	公共施設（棟）	道路（km）	その他
地 007	泊村	茅沼	玉川(2)	11.8	2		林道 0.2	

資料　５－１０－４－１

土　石　流　危　険　渓　流

番　号	危　険　区　域　の　現　況								予　想　さ　れ　る　被　害	
図　面	市　町 村　名	区域名	水系名	河川名	渓流名	渓流番号	渓　流　概　況 渓流長 (km)	流域面積 （ｋ㎡）	住家 (戸)	道路 (km)
土 012	泊　村	興志内	塩越川	塩越川	塩越川	Ⅰ－14－0120	２.７７	１.７８	２０	国道 0.11
土 013	泊　村	泊	泊の沢	泊の沢	泊の沢	Ⅰ－14－0170	０.３８	０.１２	１６	国道 0.06、村道 00.7
土 014	泊　村	臼　別	臼別川	臼別川	臼別川	Ⅰ－14－0180	２.７１	１.１１	１１	村道 0.11
土 015	泊　村	茅　沼	玉川	小沢川	玉の川右の沢川	Ⅰ－14－0210	０.３９	０.０９	6	道道 0.12
土 016	泊　村	茅　沼	玉川	小沢川	小沢川	Ⅰ－14－0220	５.１２	３.２９	6	道道 0.12
土 017	泊　村	渋　井	渋井川	渋井川	渋井川	Ⅰ－14－0230	１.７１	１.２６	１４	国道 0.1、村道 0.3
土 018	泊　村	堀　株	寺裏の沢	寺裏の沢	寺裏の沢	Ⅰ－14－0240	０.２１	０.０７	6	村道 0.08
土 019	泊　村	興志内	滝の下川	滝の下川	滝の下川	Ⅱ－14－0130	１.１８	０.４６	3	国道 0.07
土 020	泊　村	盃	金子の沢川	金子の沢川	金子の沢川	Ⅱ－14－0140	０.５６	０.１４	3	国道 0.08
土 021	泊　村	盃	金子の隣の沢川	金子の隣の沢川	金子の隣の沢川	Ⅱ－14－0150	０.３３	０.０５	2	国道 0.08
土 022	泊　村	糸　泊	糸川	糸川	糸川	Ⅱ－14－0160	０.８４	０.２９	2	国道 0.03、村道 0.06
土 023	泊　村	臼　別	寺の川	寺の川	寺の川	Ⅱ－14－0190	０.８０	０.２８	2	国道 0.08、村道 0.05
土 024	泊　村	臼　別	智龍寺の裏沢	智龍寺の裏沢	智龍寺の裏沢	Ⅱ－14－0200	０.２９	０.０８	4	国道 0.02、村道 0.07
計　１３渓流										

（平成２８年３月３１日現在）

資料５－１０－５－１

災　害　危　険　区　域　図

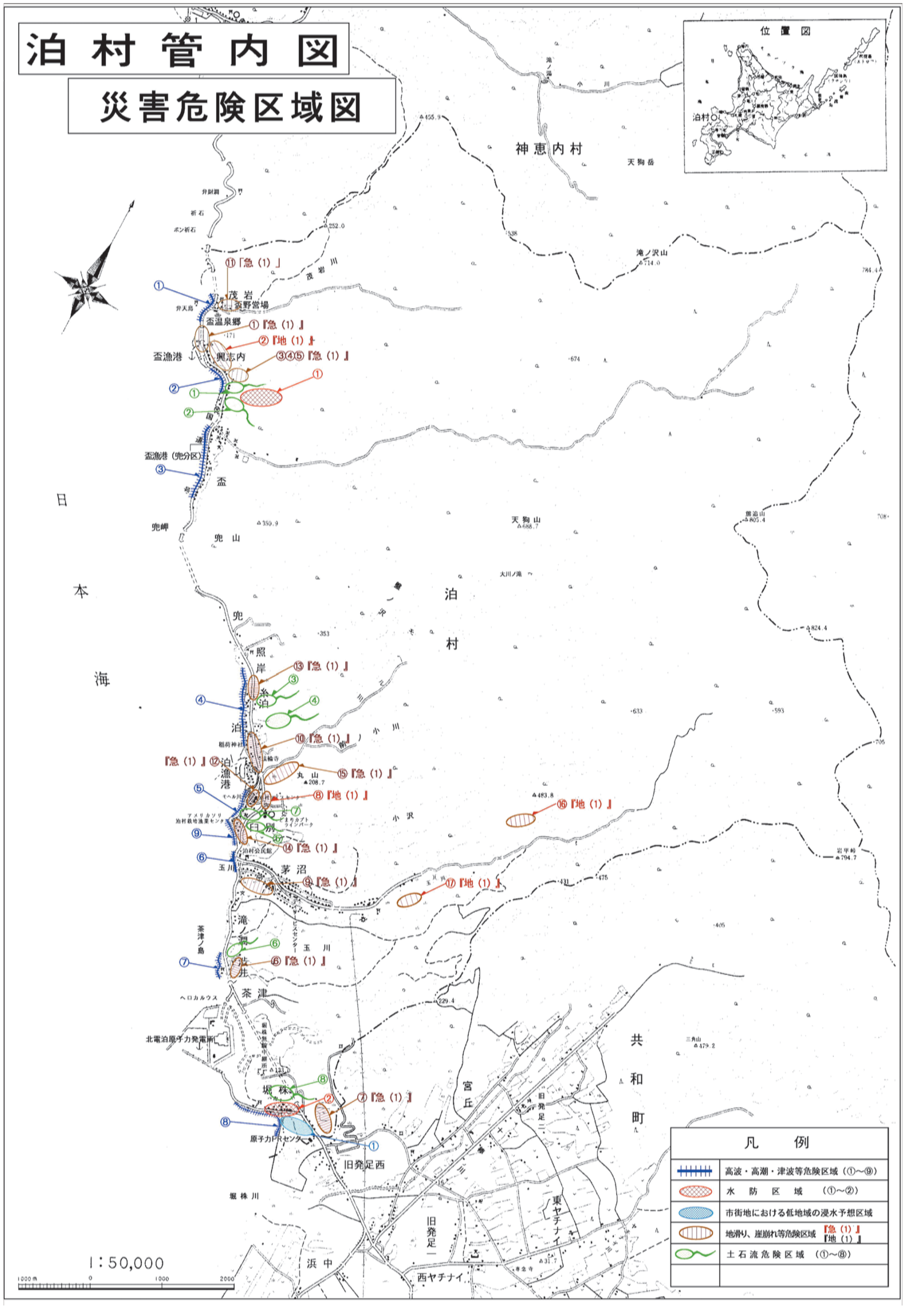

災害危険区域No.２

図番号	箇所番号	箇所名	市町村名	工事有無	図番号	箇所番号	箇所名	市町村名	工事有無
急041	Ⅰ-1-371-908	泊興志内村1	泊村		急070	Ⅰ-1-400-937	泊堀株村8	泊村	
急042	Ⅰ-1-372-909	泊興志内村2	泊村		急071	Ⅰ-1-401-938	泊堀株村9	泊村	
急043	Ⅰ-1-373-910	泊興志内村4	泊村		急072	Ⅰ-1-402-939	泊堀株村11	泊村	
急044	Ⅰ-1-374-911	泊興志内村5	泊村		急073	Ⅱ-1-677-696	泊興志内村3	泊村	
急045	Ⅰ-1-375-912	泊興志内村6	泊村		急074	Ⅱ-1-678-697	泊盃村1	泊村	
急046	Ⅰ-1-376-913	泊興志内村7	泊村		急075	Ⅱ-1-679-698	泊盃村5	泊村	
急047	Ⅰ-1-377-914	泊興志内村8	泊村		急076	Ⅱ-1-680-699	泊盃村6	泊村	
急048	Ⅰ-1-378-915	泊盃村2	泊村		急077	Ⅱ-1-681-700	泊盃村7	泊村	
急049	Ⅰ-1-379-916	泊盃村3	泊村		急078	Ⅱ-1-682-701	泊泊村1	泊村	
急050	Ⅰ-1-380-917	泊盃村4	泊村		急079	Ⅱ-1-683-702	泊泊村2	泊村	
急051	Ⅰ-1-381-918	泊泊村3	泊村		急080	Ⅱ-1-684-703	泊泊村4	泊村	
急052	Ⅰ-1-382-919	泊泊村5	泊村		急081	Ⅱ-1-685-704	泊泊村10	泊村	
急053	Ⅰ-1-383-920	泊泊村6	泊村		急082	Ⅱ-1-686-705	泊泊村11	泊村	
急054	Ⅰ-1-384-921	泊泊村7	泊村		急083	Ⅱ-1-687-706	泊泊村12	泊村	
急055	Ⅰ-1-385-922	泊泊村8	泊村		急084	Ⅱ-1-688-707	泊泊村13	泊村	
急056	Ⅰ-1-386-923	泊泊村9	泊村		急085	Ⅱ-1-689-708	泊泊村14	泊村	
急057	Ⅰ-1-387-924	泊泊村15	泊村		急086	Ⅱ-1-690-709	泊茅沼村5	泊村	
急058	Ⅰ-1-388-925	泊泊村16	泊村		急087	Ⅱ-1-691-710	泊茅沼村8	泊村	
急059	Ⅰ-1-389-926	泊泊村17	泊村		急088	Ⅱ-1-692-711	泊茅沼村10	泊村	
急060	Ⅰ-1-390-927	泊泊村18	泊村		急089	Ⅱ-1-693-712	泊堀株村2	泊村	
急061	Ⅰ-1-391-928	泊茅沼村1	泊村		急090	Ⅱ-1-694-713	泊堀株村3	泊村	
急062	Ⅰ-1-392-929	泊茅沼村2	泊村		急091	Ⅱ-1-695-714	泊堀株村5	泊村	
急063	Ⅰ-1-393-930	泊茅沼村3	泊村		急092	Ⅱ-1-696-715	泊堀株村6	泊村	
急064	Ⅰ-1-394-931	泊茅沼村4	泊村		急093	Ⅱ-1-697-716	泊堀株村7	泊村	
急065	Ⅰ-1-395-932	泊茅沼村6	泊村		急094	Ⅱ-1-698-717	泊堀株村10	泊村	
急066	Ⅰ-1-396-933	泊茅沼村7	泊村		急095	Ⅱ-1-699-718	泊堀株村12	泊村	
急067	Ⅰ-1-397-934	泊茅沼村9	泊村		急096	Ⅱ-1-700-719	泊堀株村13	泊村	
急068	Ⅰ-1-398-935	泊堀株村1	泊村		急097	Ⅱ-1-701-720	泊堀株村14	泊村	
急069	Ⅰ-1-399-936	泊堀株村4	泊村		泊村 計57箇所				

図番号	渓流番号	渓流名	市町村名	工事有無
土012	Ⅰ-14-0120	塩越川	泊村	
土013	Ⅰ-14-0170	泊の沢	泊村	
土014	Ⅰ-14-0180	臼別川	泊村	
土015	Ⅰ-14-0210	玉川右の沢川	泊村	有
土016	Ⅰ-14-0220	小沢川	泊村	有
土017	Ⅰ-14-0230	渋井川	泊村	
土018	Ⅰ-14-0240	寺裏の沢	泊村	
土019	Ⅱ-14-0130	滝の下川	泊村	
土020	Ⅱ-14-0140	金子の沢川	泊村	
土021	Ⅱ-14-0150	金子の隣の沢川	泊村	
土022	Ⅱ-14-0160	糸川	泊村	
土023	Ⅱ-14-0190	寺の川	泊村	
土024	Ⅱ-14-0200	知龍寺の裏沢	泊村	
泊村 計13渓流				

図番号	箇所番号	箇所名	市町村名	工事有無
地007	1-38-103	玉川(2)	泊村	
泊村 計1箇所				

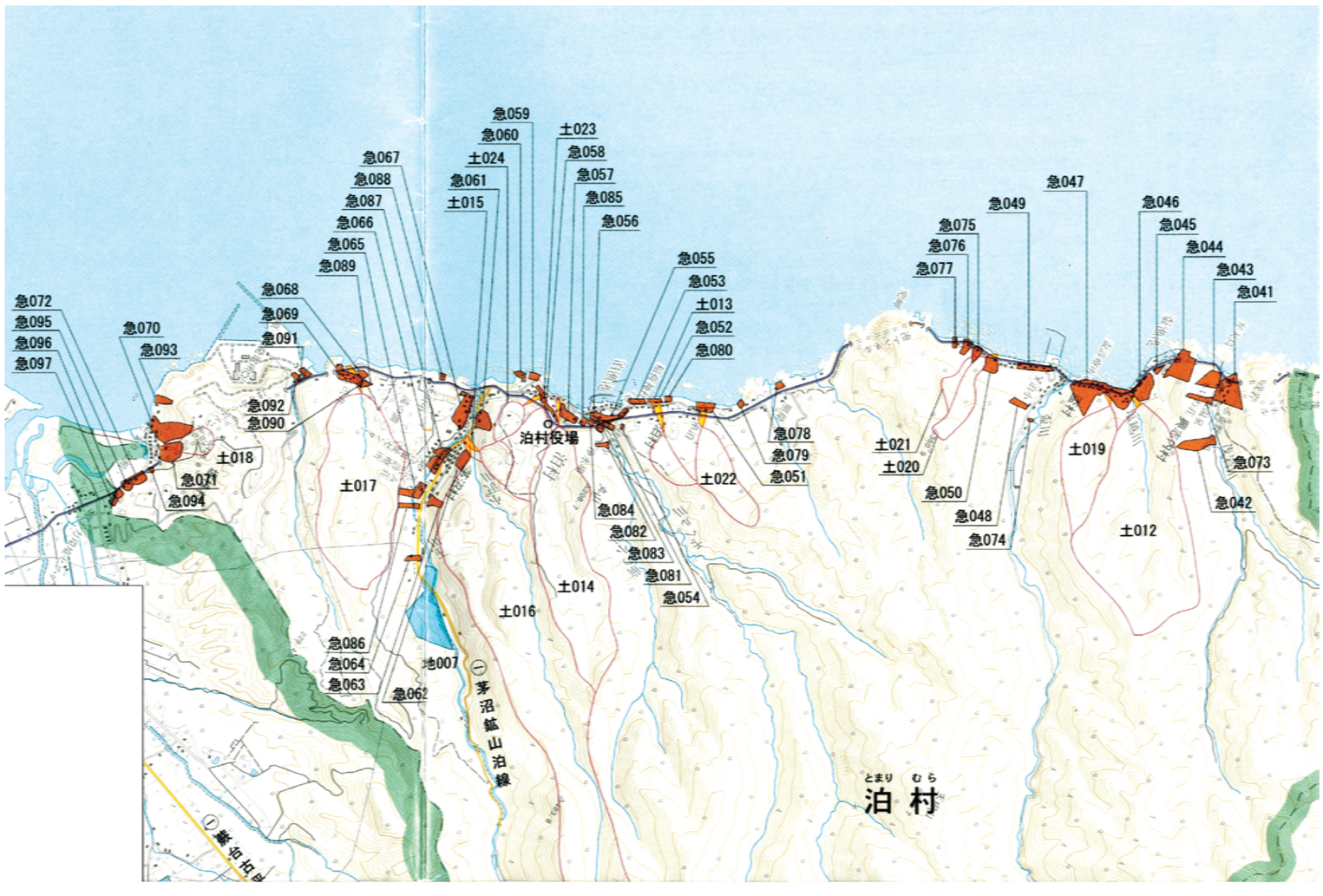

資　料　５－１０－６－１

危 険 物 貯 蔵 施 設 一 覧

危険物施設屋外タンク貯蔵所及び船舶給油取扱所

事務所名	住所	電話番号	容量（kl）
古宇郡漁業協同組合	泊村大字興志内村漁港埋立地	75－2211	第３石油　80
北海道電力㈱泊発電所	泊村大字堀株 726 番地	75－3331	第３石油 1,320 第４石油　180

（平成２８年３月３１日現在）

(注)

（第３石油）消防法別表に定める第４類第３石油類の略（重油）

（第４石油）消防法別表に定める第４類第４石油類の略（潤滑油）

資　料　６－５－１－１

指　定　緊　急　避　難　場　所　一　覧

名　　称	所　　在　　地	電　話	構　　造	収容可能人員	管理者
※堀株教員住宅裏山	泊村大字堀株村	－	－ 16 ㎡	10 人	泊村長
※竜　神　橋　上	〃　堀株村	－	－ 64 ㎡	40 人	〃
堀株地区集会所	〃　堀株村 35	75－2717	鉄筋コンクリート 276 ㎡	172 人	〃
渋井地区集会所	〃　堀株村字渋井 132－15	75－2733	鉄筋コンクリート 165 ㎡	103 人	〃
※とまり保育所	〃　茅沼村 6－2	75－2330	鉄筋コンクリート 405 ㎡	253 人	〃
※泊　中　学　校	〃　茅沼村字南坂の上 6－3	75－2203	鉄筋コンクリート 3,041 ㎡	1,900 人	教育長
※泊村総合福祉センター	〃　茅沼村 500－2	65－2277	鉄筋コンクリート 992 ㎡	620 人	泊村長
※泊村養護老人ホームむつみ荘	〃　茅沼村 711－3	65－2255	鉄筋コンクリート 863 ㎡	103 人	〃
※泊村特別養護老人ホームむつみ荘	〃　茅沼村 711－3	65－2255	鉄筋コンクリート 792 ㎡	84 人	〃
茅沼地区集会所	〃　茅沼村 672－2	75－2004	鉄筋コンクリート 355 ㎡	221 人	〃
※泊　村　公　民　館	〃　茅沼村 172－7	75－3258	鉄筋コンクリート 819 ㎡	511 人	教育長
臼別地区集会所	〃　茅沼村字臼別 196－5	75－2351	鉄筋コンクリート 231 ㎡	144 人	泊村長
※泊村アイスセンター	〃　泊村 1	65－2578	鉄筋コンクリート 948 ㎡	592 人	教育長
泊地区集会所	〃　泊村 47－4	75－4150	鉄筋コンクリート 551 ㎡	344 人	泊村長
※照岸・糸泊地区集会所	〃　泊村 81－7	75－3758	鉄筋コンクリート 229 ㎡	143 人	〃
※泊　小　学　校	〃　盃村 134－1	75－2003	鉄筋コンクリート 2,396 ㎡	1,497 人	教育長
盃地区集会所	〃　興志内 1－6	75－2302	鉄筋コンクリート 247 ㎡	154 人	泊村長
※潮　香　荘	〃　興志内 220－11	75－2111	木造一部鉄筋鉄骨コンクリート	70 人	潮香荘
※盃野営場駐車場	〃　興志内村字茂岩 2－5	－	－ 960 ㎡	600 人	泊村長
合　　計	19 施設			7,561 人	

※「地震」「津波」避難場所（１３カ所）

（平成２８年３月３１日現在）

指　定　避　難　所　一　覧

名　称	所　在　地	電　話	構　造	収容可能人員	管理者
堀株地区集会所	泊村大字堀株村 35	75－2717	鉄筋コンクリート　276 ㎡	172 人	泊村長
渋井地区集会所	〃　堀株村字渋井 132－15	75－2733	鉄筋コンクリート　165 ㎡	103 人	〃
とまり保育所	〃　茅沼村 6－2	75－2330	鉄筋コンクリート　405 ㎡	253 人	〃
泊中学校	〃　茅沼村字南坂の上 6－3	75－2203	鉄筋コンクリート　3,041 ㎡	1,900 人	教育長
泊村総合福祉センター	〃　茅沼村 500－2	65－2277	鉄筋コンクリート　992 ㎡	620 人	泊村長
泊村養護老人ホームむつみ荘	〃　茅沼村 711－3	65－2255	鉄筋コンクリート　863 ㎡	103 人	〃
泊村特別養護老人ホームむつみ荘	〃　茅沼村 711－3	65－2255	鉄筋コンクリート　792 ㎡	84 人	〃
茅沼地区集会所	〃　茅沼村 672－2	75－2004	鉄筋コンクリート　355 ㎡	221 人	〃
泊村公民館	〃　茅沼村 172－7	75－3258	鉄筋コンクリート　819 ㎡	511 人	教育長
臼別地区集会所	〃　茅沼村字臼別 196－5	75－2351	鉄筋コンクリート　231 ㎡	144 人	泊村長
泊村アイスセンター	〃　泊村 1	65－2578	鉄筋コンクリート　948 ㎡	592 人	教育長
泊地区集会所	〃　泊村 47－4	75－4150	鉄筋コンクリート　551 ㎡	344 人	泊村長
照岸・糸泊地区集会所	〃　泊村 81－7	75－3758	鉄筋コンクリート　229 ㎡	143 人	〃
泊小学校	〃　盃村 134－1	75－2003	鉄筋コンクリート　2,396 ㎡	1,497 人	教育長
盃地区集会所	〃　興志内 1－6	75－2302	鉄筋コンクリート　247 ㎡	154 人	泊村長
合　計	15 施設			6,841 人	

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　６－８－４－１

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条の２及び第８条第２項第 12 号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（広域応援）

第２条　全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

２　都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

３　第１項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

４　都道府県は、第１項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

（カバー（支援）県の設置）

第３条　都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

２　カバー（支援）県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

３　カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

（幹事県等の設置等）

第４条　被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

２　幹事県等は、原則として第７条第１項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

３　幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4　幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5　各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年４月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6　各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年４月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7　全国知事会は、第５項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第５条　いずれかの都道府県において、震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2　連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3　連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第６条　第２条第１項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2　対策本部は、前条第１項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3　対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4　対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第７条　被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道　青森県　秋田県　岩手県　山形県　宮城県　福島県　新潟県
関東地方知事会	東京都　群馬県　栃木県　茨城県　埼玉県　千葉県　神奈川県　山梨県　静岡県　長野県
中部圏知事会	富山県　石川県　岐阜県　愛知県　三重県　長野県　静岡県　福井県　滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　奈良県　和歌山県　兵庫県　鳥取県　徳島県
中国地方知事会	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
四国知事会	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州地方知事会	福岡県　佐賀県　長崎県　大分県　熊本県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県　山口県

2　複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3　被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1)　資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2)　施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

(3)　職種及び人数

(4)　応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5)　応援期間（見込みを含む。）

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

4　前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

5　全国知事会は、第３項又は前項の連絡を受け、第２条第１項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。

6　広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

7　第３項又は第４項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

８　通信の途絶等により第３項又は第４項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第２条第１項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第８条　広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

２　被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

３　被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（ブロック間応援）

第９条　幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

２　前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

３　前項の応援については、第２条第３項及び第８条の規定を準用する。

４　被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第１項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

５　第１項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

（他の協定との関係）

第 10 条　この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第 11 条　全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第 12 条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。
２　平成８年７月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。
２　平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。
２　平成 19 年 7 月 12 日締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成２４年５月１８日

全　国　知　事　会　会　長
京　都　府　知　事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼　玉　県　知　事

北海道東北地方知事会会長
北　海　道　知　事

関東地方知事会会長
静　岡　県　知　事

中部圏知事会会長
愛　知　県　知　事

近畿ブロック知事会会長
奈　良　県　知　事

中国地方知事会会長
岡　山　県　知　事

四国知事会常任世話人
徳　島　県　知　事

九州地方知事会会長
大　分　県　知　事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第２条　協定第７条第２項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表１を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表１）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第３条　協定第５条第２項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

２　被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第４条　協定第６条第３項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表２を基本として行うものとする。

（別表２）

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北　（８） 関東　（８）	中国　（５） 四国　（４） 九州　（８）
中部圏　（７） 近畿　（７）	北海道東北　（８） 関東　（８）
中国　（５） 四国　（４） 九州　（８）	中部圏　（７） 近畿　（７）

※（　）は都道府県数

２　協定第６条第３項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人（以下「代表世話人」という。）は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長（以下「世話人所長」という。）に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。

３　第１項、第２項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

（業務の代行）

第５条　首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

２　前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

（連絡調整要員の派遣）

第６条　全国知事会及び広域応援を実施する都道府県（以下「応援県」という。）は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。

２　被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

（情報収集要員等の携行品）

第７条　被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

（広域応援の内容）

第８条　協定第２条第３項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び斡旋

ア　救助及び応急復旧等に必要な要員
イ　避難所の運営支援に必要な要員
ウ　支援物資の管理等に必要な要員
エ　行政機能の補完に必要な要員
オ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
(2)物的支援及び斡旋
ア　食料、飲料水及びその他生活必需物資
イ　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
ウ　救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
(3)施設又は業務の提供及び斡旋
ア　ヘリコプターによる情報収集等
イ　傷病者の受け入れのための医療機関
ウ　被災者を一時収容するための施設
エ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務
オ　仮設住宅用地
カ　輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（要員の派遣に要する経費の内容等）
第９条　協定第８条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。
(1)　要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
(2)　要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
(3)　要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
(4)　前３号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

（経費の請求）
第 10 条　協定第８条第２項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。
(1)　応援要員の派遣については、前条で規定する額
(2)　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
(3)　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
(4)　資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
(5)　施設の提供については、借上料

２　前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条　協定第９条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表３を基本とする。

（別表３）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則　この実施細目は、平成 19 年７月 12 日から適用する。

２　平成 18 年７月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則　この実施細目は、平成 24 年５月 18 日から適用する。

２　平成 19 年７月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条の２、第８条第２項第 12 号及び第 74 条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

（カバー（支援）県の設置）

第３条　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第３条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目（以下「８道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

２　カバー（支援）県は、被災道県を直接人的･物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

（ブロック間応援）

第４条　全国協定第９条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、８道県協定実施細目で定めるものとする。

（幹事県の役割）

第５条　全国協定第４条第１項に規定する幹事県は、８道県協定実施細目で定めるものとする。

２　幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1)　複数道県が被災した場合における、全国協定第４条第３項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

(2)　全国協定第９条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

（連絡調整員の派遣）

第６条　カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に連絡調整員を派遣することができる。

２　被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）

第７条　応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（応援の要請）

第８条　被災道県は、第２条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

２　被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに､必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする｡ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

（１）資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

（２）施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

（３）職種及び人数

（４）応援区域又は場所及びそれに至る経緯

（５）応援期間（見込みを含む｡）

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第９条　カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

２　カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

３　前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 10 条　応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第 11 条　複数道県が被災し、全国協定第９条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

２　隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第１条に規定する被災県をいう｡）を応援する道県を決定するものとする。

（資料の交換）

第 12 条　道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第 13 条　道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置す

るものとする。

（準用）

第 14 条　この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（その他）

第 15 条　この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、第２条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成 19 年 11 月８日から効力を生ずるものとする。

２　平成７年 10 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

附　則

１　この協定は、平成 26 年 10 月 21 日から効力を生ずるものとする。

２　平成 19 年 11 月８日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書８通を作成し、各道県記名押印の上、各１通を保有する。

平成 26 年 10 月 21 日

北海道知事　高　橋　はるみ

青森県知事　三　村　申　吾

岩手県知事　達　増　拓　也

宮城県知事　村　井　嘉　浩

秋田県知事　佐　竹　敬　久

山形県知事　吉　村　美栄子

福島県知事　佐　藤　雄　平

新潟県知事　泉　田　裕　彦

大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第２条に規定する連絡担当部局は、別表１のとおりとする。

（カバー（支援）県）

第３条　協定第３条に規定するカバー（支援）県は、別表２のとおりとする。

（ブロック間応援）

第４条　協定第４条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表３により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

（幹事県）

第５条　協定第５条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

（応援の内容）

第６条　協定第７条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

（１）人的支援及び斡旋

ア　救助及び応急復旧等に必要な要員

イ　避難所の運営支援に必要な要員

ウ　支援物資の管理等に必要な要員

エ　行政機能の補完に必要な要員

オ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

（２）物的支援及び斡旋

ア　食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

（３）施設又は業務の提供及び斡旋

ア　ヘリコプターによる情報収集等

イ　傷病者の受け入れのための医療機関

ウ　被災者を一時収容するための施設

エ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

オ　仮設住宅用地

カ　輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

（４）前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制）

第７条　協定第９条第１項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表３のとおりとする。

２　ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（応援職員等の表示等）

第８条　協定第６条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

２　被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

（応援職員等の携行品）

第９条　応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

（応援職員等に対する便宜の供与）

第 10 条　被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（防災訓練等）

第 11 条　道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

（応援職員等の派遣に要する経費分担等）

第 12 条　協定第 10 条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

（２）　応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき必要な補償を行う。

（３）　応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。

（４）　前３号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費の支払方法）

第 13 条　応援道県が、協定第 10 条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

（１）　応援職員等の派遣については、前条に規定する額

（２）　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

（３）　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（４）　ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（５）　施設の提供については、借上料

（６）　前５号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額

２　前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第 14 条　協定第 10 条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

第 15 条　協定第 12 条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

２　交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第６条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第 16 条　協定第 13 条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表４に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第 17 条　協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表４に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附　則

１　この実施細目は、平成 19 年 11 月８日から施行する。

２　平成 11 年４月１日の実施細則は、これを廃止する。

附　則

１　この実施細目は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。

２　平成 19 年 11 月８日の実施細則は、これを廃止する。

別表２

カバー（支援）県

被災道県名	第１順位	第２順位	第３順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表３

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表４

連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順　番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第１項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第 86 条の８第１項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第２条　応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害応急対策に従事する職員の派遣

(2)　災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3)　被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

(4)　広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする

（応援等の要請の区分）

第６条　応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1)　第１要請　被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(2)　第２要請　被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3)　第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　職員の職種別人員

(3)　車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

(4)　資機材及び物資等の品名、数量等

(5)　受入れを求める被災住民の人数等

(6)　応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路

(7)　応援等の期間

(8)　前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

２　応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合に合ってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援等の経費の負担）

第８条　応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請

があったものとみなす。

3　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第10条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条　この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して実施するものとする。

2　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　介

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別　表

地　域　区　分	構　成　市　町　村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石 狩 振 興 局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日 高 振 興 局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜 山 振 興 局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第 11 条第２項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援等の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援等の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第２を基本とする。

（経費負担の内容等）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　職員の災害応急対策への従事　応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

(2)　備蓄物資及び資機材　当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費

(3)　調達物資及び資機材　当該物資及び資機材の購入費及び輸送費

(4)　車両、船艇、機械器具等借上料　燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5)　施設の提供　借上料

(6)　その他協定に基づき実施した応援等に係る経費　その実施に要した額

２　協定第８条第２項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあっては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5　前各号の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第6条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　介

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別表第２

連　絡　系　統　図

第１要請（同一の総合振興又は振興局地域の市町村への要請）

《Ａ地域》

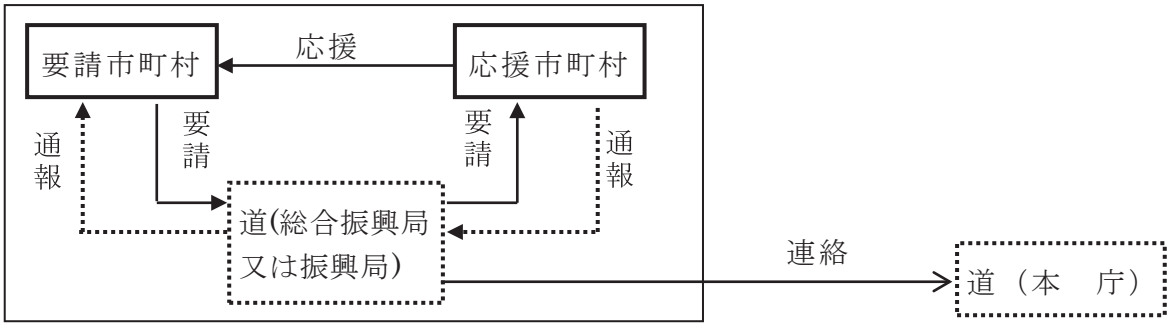

(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第２要請（他の総合振興又は振興局地域の市町村への要請）

《Ａ地域》　　《Ｂ地域》

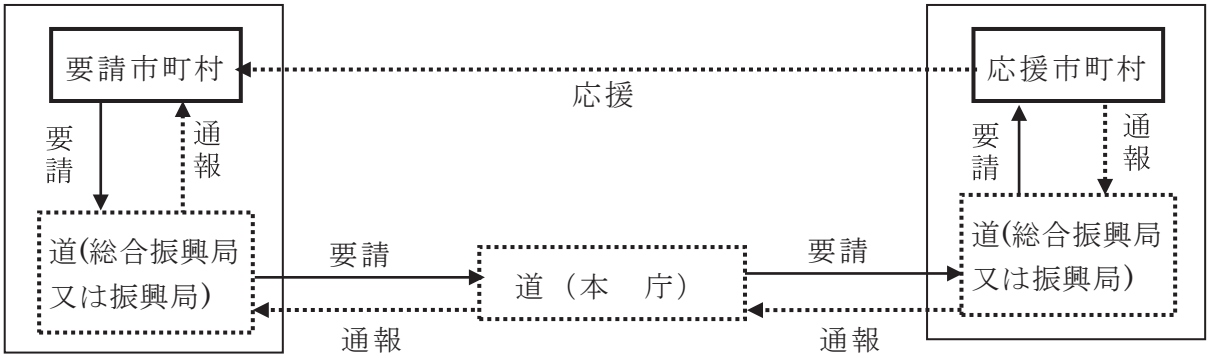

(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第３要請（道への要請）

《Ａ地域》

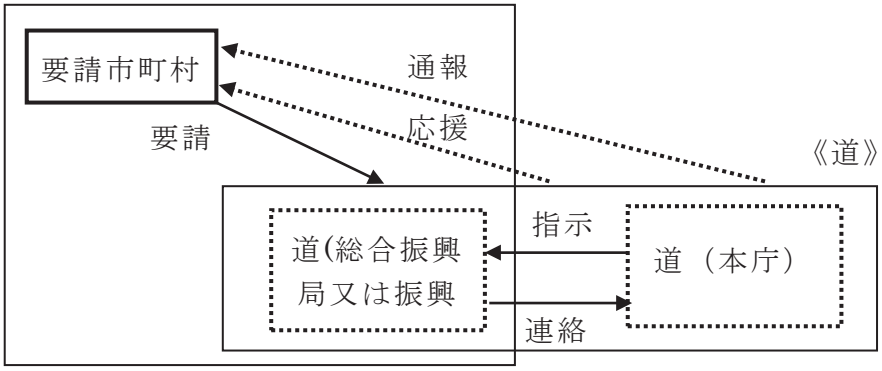

緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画

第１章　総則

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成１６年３月２６日付け消防震第１９号。以下「運用要綱」という。）第３条第３項に基づき、緊急消防援助隊北海道隊（以下「北海道隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都府県及び消防庁との連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

第２章　北海道隊の編成

１　代表消防機関代行　函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部、釧路市消防本部

２　登録部隊の状況

緊急消防援助隊に登録されている部隊は別表１のとおりであり、指揮支援部隊は次のとおりである。

指揮支援隊（札幌市消防局）　２隊

３　集結場所

北海道隊の集結場所（航空部隊を除く。）は、別表２のとおりとする。

４　指揮体制

北海道隊の指揮系統は、原則として次のとおりとし、北海道隊長は代表消防機関の指揮隊長とする。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、協議のうえ、代表消防機関代行の指揮隊長が代わって北海道隊長の任務にあたるものとする。

(1)　地震等大規模災害の場合

ア　地域ごとに中隊を編成する場合

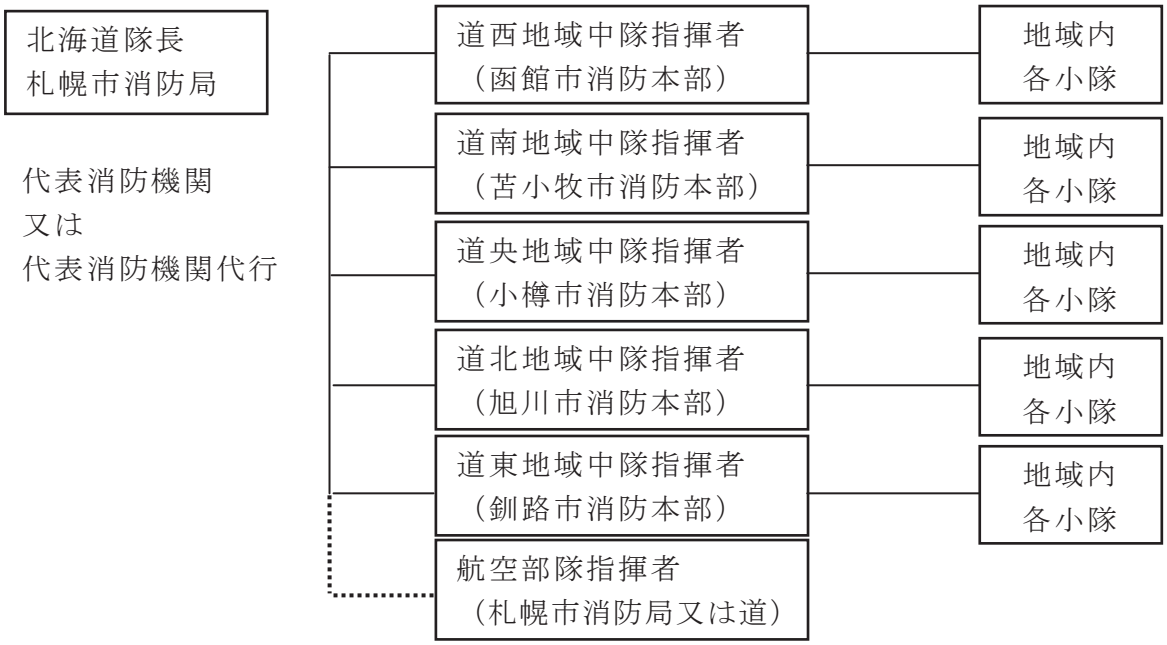

イ　消火、救助等の任務ごとに中隊を編成する場合
各中隊指揮者は、北海道隊長が指名するものとする。

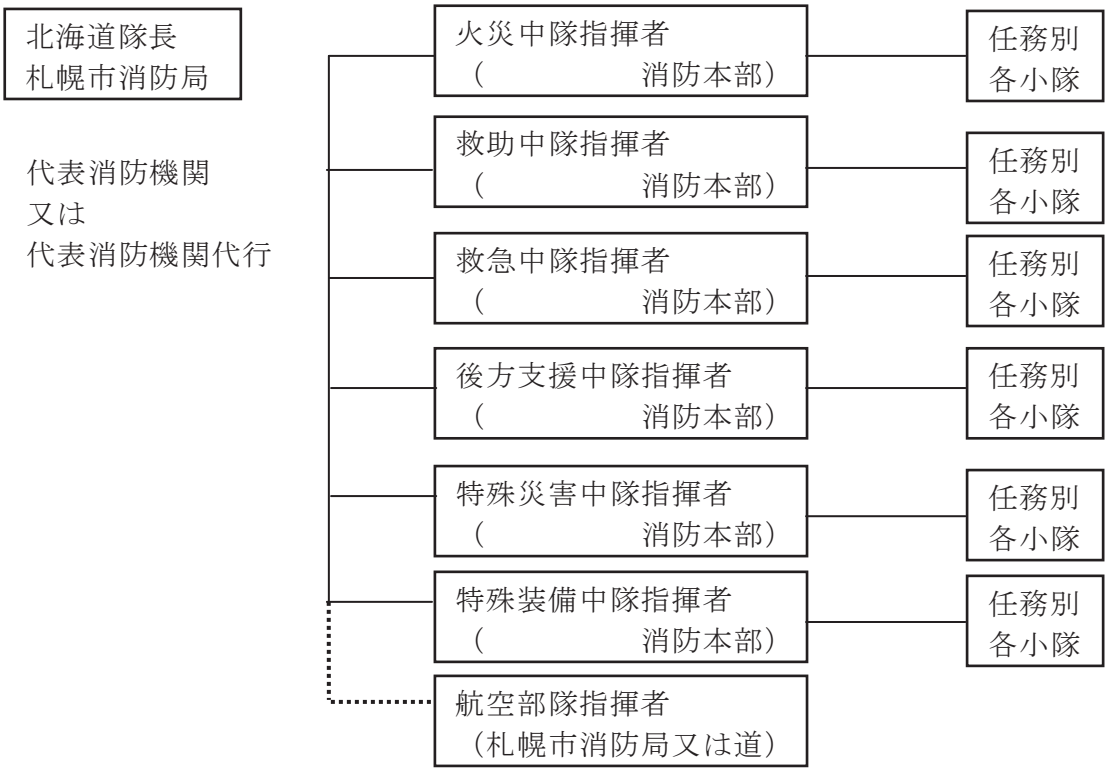

(2)　NBC 災害の場合
各中隊指揮者は、北海道隊長が指名するものとする。
また、任務ごとに中隊を編成しない場合は、小隊長を任務別指揮者とする。

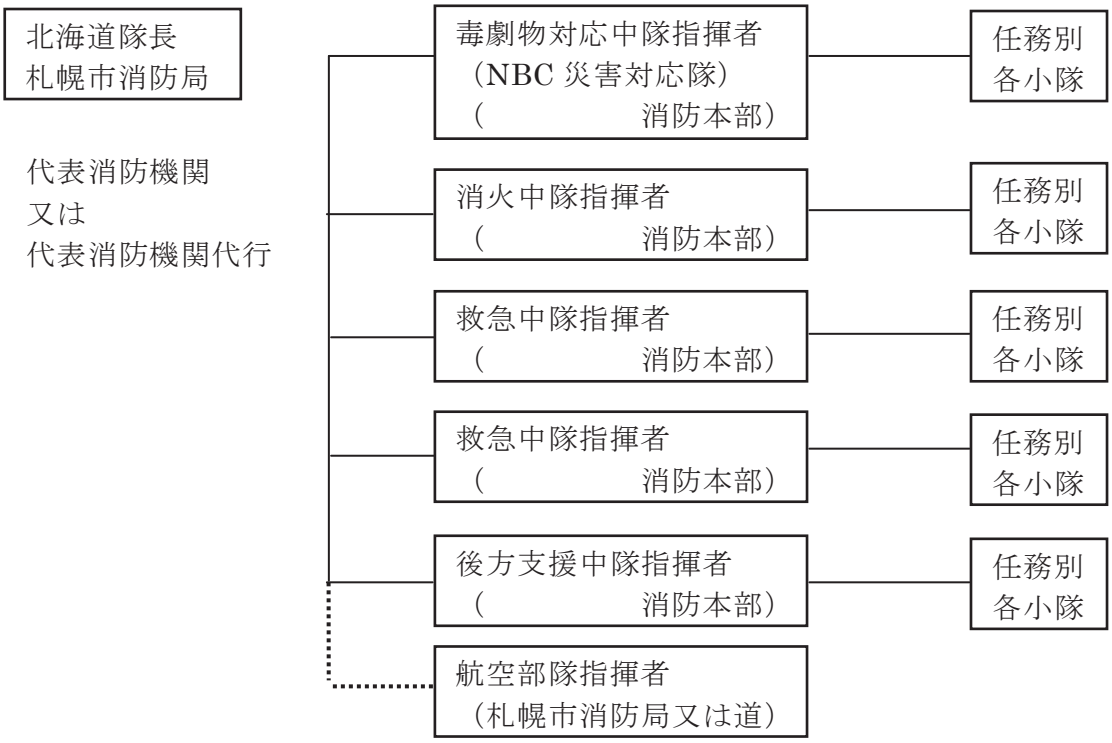

第３章　情報連絡体制

１　情報連絡系統

消防本部間の情報連絡系統は、次のとおりとする。

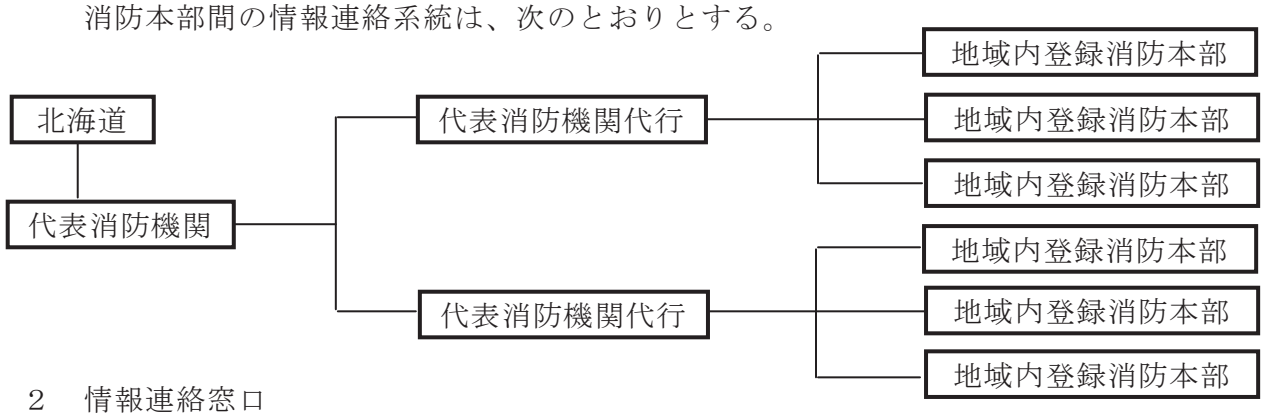

２　情報連絡窓口

別表３のとおりとする

３　情報連絡方法

情報連絡の方法は、原則として有線電話、有線ファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、消防無線の全国共通波又は地域衛星通信ネットワークにより行うものとする。

第４章　災害現場における無線運用体制

災害現場における無線運用体制は、第２章５の指揮系統に基づき、応援可能無線機、携帯電話の状況を勘案し、次により行うものとするが、使用無線系統は指揮支援部隊長又は緊急消防援助隊指揮支援本部長の指示に従うものとする。なお、通信は必要最小限にとどめるものとする。

１　全国共通波統制局は、指揮本部（又は消防応援活動調整本部）に置くものとする。

２　北海道隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。

３　中継送水隊形をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それにより難いときでも、少なくとも、筒先担当と機関担当は同一周波数の無線とすること。

第５章　資機材に関する事項

応援可能資機材及び応援可能無線機等は、別表４及び別表５のとおりである。

北海道隊を構成する消防本部は、これらの中から災害の規模、災害種別に応じて装備するものとする。なお、無線機は原則として全国共通波を実装しているものとする。

第６章　応援等出動

１　北海道は、消防庁から出動可能隊数の報告を求められたときは、第３章の１情報連絡系統（以下「情報連絡系統」という。）に基づき、速やかに代表消防機関に連絡するものとする。

２　代表消防機関は、１の連絡を受けた場合又は緊急消防援助隊の出動要請を受けることが予想される災害を覚知した場合は、情報連絡系統に基づき、登録市町村の消防機関に事前に情報提供を行い、登録部隊の出動の可否について確認のうえ、出動の準備を行うよう連絡するものとする。

３　登録市町村の消防機関は、情報連絡系統に基づき、北海道に対し別記様式１－１により、出動可能部隊数を報告するものとする。

４　北海道は、消防庁に対し別記様式１－２により出動可能部隊数を報告するものとする。

なお、消防庁から出動準備及び出動可能隊数の報告（削除）に関する通知がない場合であっても、災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し、消防庁に報告するものとする。

5　消防庁長官の出動の求め又は支持を受けた北海道知事は、情報連絡系統に基づき、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うとともに、別記様式２－１により連絡するものとする。
　当該出動の求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。なお、出動部隊は、原則として７２時間活動可能な食糧、飲料水、緊急消防援助隊旗、高速道路使用時の公務従事車両証明書等を出動時に携行するとともに、車両に緊急消防援助隊マグネットを貼付するものとする。

6　代表消防機関の長は、北海道隊の集結場所、集結日時等の必要な事項について、情報連絡系統に基づき、５の登録市町村の消防機関の長に別記様式２－２により連絡するものとする。

7　部隊を出動させた登録市町村の消防機関の長は、応援隊指揮者の階級、職、氏名等の必要な事項について、情報連絡系統に基づき、北海道に別記様式２－３により連絡するものとする。

8　出動部隊は、北海道隊の集結場所に到着したときは、次の事項を確認し、被災地の進出拠点に向かうものとする。
　また、北海道隊長は、集結完了時刻、出発時刻を代表消防機関を通じて北海道知事に報告するものとする。
(1)　北海道隊長及び各部隊長
(2)　部隊構成、車両、資機材
(3)　被災地までの進入ルート
(4)　その他必要な事項

9　消防庁長官の出動の求め又は指示を受けた航空部隊は、消防庁及び消防応援活動調整本部と連絡を取り合い、出動先を確認の上、速やかに出動するものとする。

10　後方支援本部は、代表消防機関に設置する。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関に設置できない場合は協議のうえ、代表消防機関代行に設置する。後方支援本部は、登録市町村の消防機関との間で、交替要員の確保及び隊員の交替等について協議、調整するものとする。

11　北海道隊長は、状況に応じて消防応援活動調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。

第７章　後方支援活動

後方支援活動は、後方支援部隊が行うこととし、後方支援部隊は、後方支援本部と連携し、出動部隊が円滑に活動できるよう、また、効率的かつ適切な補給を行うため、次に掲げる活動を実施するものとする。
(1)　活動拠点の設置
(2)　出動部隊への食料、飲料水及び資機材の調達、補給
(3)　資機材（車両を含む）の維持管理
(4)　燃料等の現地調達
(5)　交替要員の集結、搬送

第８章　迅速出動

大規模地震における緊急消防援助隊迅速出動に関する実施要綱（平成２０年７月１日付け消防応第１０４号。以下「要綱」という。）による北海道隊の出動については、指揮支援隊が該当し、基本事項については、次に掲げるものとする。
1　出動する災害対象については、以下のとおりである。
(1)　最大震度７（東京都特別区は６強）の地震災害が発生した場合
(2)　最大震度６強（東京都特別区は６弱）の地震災害が発生した場合

(3)　最大震度６弱（東京都特別区は５強）の地震災害が発生した場合で消防庁長官からの要請があった場合
(4)　津波警報（大津波）が発表され、消防庁長官からの要請があった場合

２　出動方法
原則として、指揮支援隊所属消防機関等のヘリコプターで出動するものとする。

３　出動先
(1)　指揮支援部隊長（指揮支援部隊長代行）
地震の震央が存する都府県の都府県庁舎とする。
(2)　指揮支援隊長
消防庁又は地震の震央が存する都府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部庁舎とする。（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。）

第９章　活動の終了等
１　出動隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、情報連絡系統に基づき、北海道及び代表消防機関に報告するものとし、報告を受けた北海道は、その旨を消防庁に報告するものとする。

２　出動した部隊の所属する消防機関は、情報連絡系統に基づき、別記様式３により北海道に活動の結果の報告を行うものとし、北海道は、その内容を取りまとめ、消防庁及び受援都府県に報告するものとする。

第１０章　特別応援体制
東海地震、首都直下型地震又は東南海・南海地震が発生した場合には、次の運用方針等の定めるところにより出動する。
１　東海地震発生時
(1)　東海地震における緊急消防援助隊運用方針
(2)　東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン
警戒宣言の発令時において、消防庁長官の指示により、前進拠点へ進出する部隊は、別表６のとおりとする。

２　首都直下型地震発生時
(1)　首都直下型地震における緊急消防援助隊運用方針
(2)　首都直下型地震における緊急消防援助隊アクションプラン
３　東南海・南海地震発生時
(1)　東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針
(2)　東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

附則
この計画は、平成１７年１月２７日から施行する。
附則
この計画は、平成１９年４月２日から施行する。
附則
この計画は、平成２２年５月６日から施行する。

別表１～６、別記様式１－１～３（略）

緊急消防援助隊受援計画

第１章　総則

１　目　的

この計画は、北海道内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４４条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊運用要綱（平成１６年３月２６日付け消防震第１９号）第２４条に基づき、北海道の緊急消防援助隊受援計画（以下「計画」という。）について必要な事項を定め、もって緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

２　用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)　被災地

大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。

(2)　被災地市町村長等

被災地市町村の長（市町村長及び消防の一部事務組合の長から委任を受けた消防本部の長を含む。）をいう。

(3)　現地消防本部

被災地を管轄する消防本部をいう。

(4)　代表消防機関

札幌市消防局をいう。ただし、札幌市が被災等により、道内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(5)　代表消防機関代行

函館市消防本部（道西地域）、苫小牧市消防本部（道南地域）、小樽市消防本部（道央地域）、旭川市消防本部（道北地域）、及び釧路市消防本部（道東地域）をいう。

(6)　指揮支援部隊

被災地における緊急消防援助隊の指揮が円滑に行われるよう、支援活動を行う部隊をいう。なお、北海道内において、災害が発生した際に投入される指揮支援隊の属する消防本部は、次のとおりである。

①　札幌市消防局
②　仙台市消防局
③　東京消防庁
④　横浜市安全管理局
⑤　千葉市消防局
⑥　新潟市消防局

(7)　都府県隊長

緊急消防援助隊陸上部隊における都府県ごとの代表者をいう。

(8)　応援都府県隊

緊急消防援助隊を出動させた都府県の活動部隊をいう。

(9)　道内応援隊

「北海道広域消防相互応援協定」に基づく北海道内の各消防本部からの応援部隊をいう。

(10)　進出拠点

出動した緊急消防援助隊が、被災地に進出する際の北海道内において最初に集結する拠点をいう。

(11)　前進拠点

出動した緊急消防援助隊が、被災地に進出する際の被災地に近い集結の拠点をいう。

第２章　応援要請の手続き

１　応援要請の要領

緊急消防援助隊の応援要請の流れは、別紙１を基本とし、要請する場合は、次のとおりとする。

(1)　被災地から北海道知事への応援要請連絡

被災地市町村長等は、大規模な災害等に際し、自らの市町村（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力では十分な対応ができず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式１－１により、速やかに北海道知事に連絡するものとする。

ただし、北海道知事に連絡がとれない場合は、消防庁長官に対して連絡するものとする。

(2)　消防庁長官への応援要請

北海道知事は、被災地市町村長等からの応援要請連絡を受け、消防組織法第４４条に基づき、災害の状況及び道内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、別記様式１－２により、速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。

①　北海道知事は、緊急消防援助隊の応援要請の可否を決定する際、代表消防機関又は代表消防機関代行に必要な情報を伝達するものとする。

②　北海道知事は、被災地市町村長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、代表消防機関又は代表消防機関代行等からの情報により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対して応援要請するものとする。

この場合、北海道知事は被災地市町村長等に対し、速やかに応援要請を行った旨を連絡するものとする。

③　消防庁長官から応援を決定した旨の通知を受けたときは、北海道知事は被災地市町村長等及び代表消防機関の長に速やかにその旨を連絡するものとする。

(3)　応援部隊が出動するまでに必要な情報

①　被災地市町村長等は、北海道知事に対し、速やかに緊急消防援助隊受入体制情報（別記様式２－１）を連絡しなければならない。

②　北海道知事は、被災地市町村長等からの情報を加え、緊急消防援助隊受入体制情報（別記様式２－２）を消防庁長官へ連絡するものとする。

２　応援要請及び連絡時の主な連絡先

(1)　主要関係機関　・・・　資料１のとおり

①　国
②　代表消防機関及び代表消防機関代行
③　北海道主管課
④　東北６県及び新潟県の防災主管課
⑤　東北６県及び新潟県の代表消防本部

(2)　その他の機関　・・・　資料１のとおり

①　自衛隊
②　海上保安庁
③　北海道警察本部
④　ライフライン関係機関

３　情報連絡方法

原則として有線（携帯）電話、有線ファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、地域衛星通信ネットワーク又は無線を活用するものとする。

第３章　指揮体制及び通信運用

１　指揮命令体制

緊急消防援助隊の応援活動を迅速に行うために、被災地での応援部隊等の指揮命令体制を次のとおり定める。

(1)　北海道における防災組織　・・・　資料２のとおり

①　北海道災害対策（地方）本部
②　市町村災害対策本部主管課
③　消防本部主管課

(2)　現地指揮系統
　現地緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、図のとおりとする。
(3)　指揮本部
　指揮本部は、原則として現地消防本部ごとに設置し、指揮者が指揮本部長の任にあたり、緊急消防援助隊（航空部隊を除く。）及び道内応援隊を総括管理及び指揮するものとする。
２　消防応援活動調整本部の設置
(1)　北海道知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動に資するため、法第４４条の規程に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第４４条の２の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。
　また、被災地が一の市町村の場合であっても、北海道知事が認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
(2)　調整本部は、北海道災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、北海道災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。
(3)　調整本部長は、北海道知事とする。
　なお、必要に応じ、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５３条の規定に基づき、調整本部に関する自治の権限に属する事務を知事が指名する者へ委任できるものとする。
(4)　法第４４条の２第６項の規定に基づく副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長とする。
(5)　法第４４条の２第５項の規定に基づく本部員
①　法第４４条の２第５項第１号の「部内の職員」については、北海道総務部危機対策局危機対策課職員及び防災航空室職員とする。
②　法第４４条の２第５項第２号の「消防本部」については、札幌市消防局警防部消防救助課長とする。
③　法第４４条の２第５項第３号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を管轄する消防本部の職員とする。
④　法第４４条の２第５項第４号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、北海道に出動した指揮支援部隊長とする。
(6)　被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取りなど、適宜対応するものとする。
(7)　調整本部の事務は、法第４４条の２第２項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。
①　緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
②　被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、広報支援等の活動の調整に関すること。
③　各種情報の集約・整理に関すること。
④　自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。
⑤　その他必要な事項に関すること。
(8)　その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」による。

３　部隊移動
　消防組織法第４４条又は法第４４条の３の規定に基づく被災地で既に活動している緊急消防援助隊の部隊移動については、緊急消防援助隊運用要綱第１３条から第１５条に基づき行うものとする。

４　無線運用体制　・・・　資料３のとおり
　応援時の無線運用を円滑に行うため、道内での無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。
(1)　全国共通波
　指揮本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、都府県隊本部相互間の通信は、全国共通波１（150.73ＭＨｚ）を使用するものとする。

なお、被災地が広域にわたる等のため指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長が全国共通波２（148.75ＭＨｚ）及び全国共通波３（154.15ＭＨｚ）のいずれかから、消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定するものとする。

(2) 応援都府県隊の県内共通波

応援都府県隊内における部隊間の通信に使用するものとし、統制は都府県隊長が行うものとする。

(3) 被災地の市町村波

現地消防本部内の交信に使用するものとする。

(4) 道内使用無線の周波数

使用無線の周波数等については、資料３のとおりとする。

① 全国共通波
② 市町村波
③ 航空波
④ 救急波
⑤ 基地局呼出符号

(5) 道内の消防本部の対応

道内の消防本部は、大規模な災害が発生した場合、航空隊及び応援隊からの連絡に備え、必ず全国共通波１を開局するものとする。

第４章　応援部隊の活動等

１　緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート

(1) 航空部隊

航空部隊の進出拠点は、資料４－１のとおりとする。

(2) 地上部隊

地上部隊の進出拠点及び到達ルートは、資料４－２のとおりとする。

なお、調整本部は、進出拠点から前進拠点まで消防無線又は消防職員等により進入のための目標物及びルートを指示し、応援部隊を誘導するものとする。

２　ヘリコプター離着陸可能場所

ヘリコプター離着陸可能場所は、資料５のとおりとする。

３　燃料補給体制

燃料補給可能場所は、資料６のとおりとする。ただし、現地給油が必要な場合は、災害発生市町村長等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

４　水利状況

市町村別の消火栓スピンドルドライバーの口径及び形状は、資料７のとおりとする。

５　応援部隊への補給体制

緊急消防援助隊に係る４日目以降の食糧品等物資の補給可能場所は、資料８のとおりとする。

６　野営可能場所

各地域の野営可能場所は、資料９のとおりとする。

なお、野営場所が決定した場合は、各都道府県隊長は当該野営場所で野営している部隊の所属等を取りまとめ、指揮支援隊長に報告するものとする。

７　地理の情報

各市町村は、応援部隊が被災地で円滑かつ的確な活動ができるよう、次の項目を記載した地図等をあらかじめ整備しておくものとする。

(1) 航空部隊、地上部隊の集結拠点
(2) ヘリコプターの離着陸場
(3) 燃料補給可能場所
(4) 消火栓、防火水槽、プール、河川等水利種別所在地
(5) 食糧品等物資の補給可能場所
(6) 野営可能場所
(7) 広域避難場所
(8) 救急医療機関

８　緊急消防援助隊の活動終了

(1)　調整本部長は、緊急消防援助隊の全ての活動地域について、現場における活動終了の報告があった場合には、その旨を北海道知事に報告するものとする。

(2)　(1)の場合において、調整本部長は、応援活動に従事した緊急消防援助隊について、次の事項を確認するとともに、北海道知事に報告するものとする。

①　活動概要（場所、時間、隊数等）

②　活動中の異常の有無

③　隊員の負傷の有無

④　車両、資機材等の損傷の有無

⑤　その他必要な事項

(3)　北海道知事は、災害状況や(1)及び(2)の報告等に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要ないと判断したときは、消防庁長官に対し応援要請の解除を連絡するものとする。

９　活動報告等

応援部隊の各都府県隊長は、各部隊の緊急消防援助隊活動報告（別記様式３）を各部隊に記録するよう指示し、応援都府県を通じて北海道に報告するものとする。

北海道は、現地消防本部及び代表消防機関へ写しを送付するものとする。

第５章　迅速出動

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（以下「迅速出動実施要綱」という。）第１２項の規定に基づき、迅速出動に関する必要な事項は次のとおりと定める。

１　調整本部の早期設置

北海道内において、迅速出動実施要綱第３項に規定する区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する災害が発生した場合は、速やかに調整本部を設置するものとする。

２　出動先の変更等に係る連絡調整

調整本部長は、被害の状況等により、迅速出動実施要綱第６に基づく緊急消防援助隊の各部隊の出動先を変更する必要がある場合は、代表消防機関及び災害発生地消防本部との調整の上、消防庁に連絡するものとする。

３　出動部隊の早期受入に係る連絡調整

災害発生地消防本部は、緊急消防援助隊の出動部隊の受入を円滑に行うため、被災地への進入経路や被害状況等の情報を調整本部に連絡し、調整本部長は関係機関と連絡調整を行うものとする。

４　緊急消防援助隊の安全管理に係る情報提供

災害発生地消防本部は、出動部隊の安全管理及び活動に必要な情報等を指揮本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び派遣された都府県隊本部等に連絡するものとする。

附　則

この計画は、平成１７年１月１９日から施行する。

附　則

この計画は、平成１９年４月２日から施行する。

附　則

この計画は、平成２２年５月６日から施行する。

図、別紙１、別記様式１－１～別記様式３、資料１～９（略）

大規模災害時の連携に係る協定書

北海道（以下、「甲」という。）と、陸上自衛隊北部方面隊（以下、「乙」という。）は、大規模災害（北海道地域防災計画等で対象とする災害）に際し、北海道及び北部方面隊が連携し、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、下記のとおり協定を締結する。

記

（平素における連携）

第１条　情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第２条　情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離着陸場適地、活動拠点適地等）を共有するものとする。

第３条　各種災害に係る計画の作成・修正

甲及び乙は、各種災害に係る計画の作成・修正について、積極的に連携するものとする。

第４条　連絡・調整

甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る会議等に積極的に参加するものとする。

第５条　防災訓練

１　甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る防災訓練に積極的に参加するものとする。

２　甲及び乙は、防災訓練の実施に当たり、実際的・効果的な防災訓練を推進するとともに、訓練成果を共有し各種計画の見直し等を行い、応急対策活動態勢の維持及び整備を図るものとする。

第６条　防災関係資機材等の通知

甲は、乙の応急対策活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所等を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第７条　初動対応

１　大規模災害の発生が予想される場合の対応

(1)　甲は、大規模災害の発生が予想され自衛隊に災害派遣を要請する可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に寄与するため、速やかに災害等の状況、じ後の見通し等を乙に連絡するものとする。

(2)　乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認識の共有を図るため、必要に応じ、北海道庁、各総合振興局等及び各市町村に連絡幹部を派遣するものとする。

２　大規模災害の発生が突発的な場合の対応

(1)　甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請ができない場合においては、口頭、電信又は電話を利用する等、時宜に適した手段をもって要請するものとする。

(2)　乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により甲の要請を待ついとまがない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした応急対策活動を開始する。

　また、自主的に連絡幹部を北海道庁に派遣する等、速やかに甲との連絡を確保し、甲及び乙の密接な連携のもとに応急対策活動を実施するように努める。

３　情報共有

甲及び乙は、災害対策本部等にそれぞれの情報を一元的に集約し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施するものとする。

(1)　乙は、甲及び防災関係機関と災害情報を共有するため、発災後、速やかに航空機から撮影した映像を北海道庁に配信するものとする。

(2)　乙は、甲及び防災関係機関と災害情報を共有し、適切な応急対策活動を実施するため、災害の状況・様相により、道庁内に方面連絡調整所を設置するものとする。

　併せて、現地での連携を強化するため、各総合振興局等及び各市町村に現地連絡調整所を設置するものとする。

４　海上・航空自衛隊への連絡・調整

乙は、海上・航空自衛隊と協同で応急対策活動を実施する必要性があると判断する場合、速やかに海上・航空自衛隊に対し協力を求めるとともに、乙が主体となり、それぞれの役割分担等について調整を行うものとする。

（応急対策活動における連携）

第８条　自衛隊の実施する応急対策活動

災害派遣時における自衛隊の実施する応急対策活動は、被災者の生命・身体の安全を守るための活動を最優先で実施するものとする。

第９条　海上・航空自衛隊との協同による応急対策活動実施時の連絡・調整要領

乙は、派遣内容に応じ、海上・航空自衛隊等と協同で応急対策活動を実施するものとする。

この際、甲との連絡・調整窓口を一元化するため、乙、海上・航空自衛隊及び防衛省の関係機関（他国からの支援部隊等も含む。）の実施する応急対策活動に係る連絡・調整は、乙が主体となって実施するものとする。

第 10 条　緊急交通路線の調整

甲は、乙の応急対策活動に当たり、被災地域への進入が迅速に行われるよう北海道地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワーク等を活用した緊急交通路線の調整を行うものとする。

第 11 条　活動拠点の使用

甲は、乙及び防災関係機関の活動拠点（施設等を含む。）の使用について、所要の調整をするものとする。

第 12 条　航空空域等の使用調整

甲は、乙及び防災関係機関と連携し、応急対策活動における離着陸場の指定、飛行ルートの指定、飛行の統制等について調整するものとする。

第 13 条　救援資機材等の使用

甲は、甲の保有する救援資機材等及び災害時に民間業者から借り上げた機械力等の使用について、所要の調整をするものとする。

第 14 条　応急対策活動実施間の調整

甲及び乙は、応急対策活動実施間、継続的に派遣の規模・内容等について調整するものとする。

第 15 条　乙の行う物品の無償貸与及び譲与

乙が甲に物品の無償貸与又は譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令によるほか、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第 16 条　経費の負担区分

1　乙の負担する経費は、次の各号に定めるものとする。

(1)　災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、装備品等の燃料及び修理費

(2)　写真用消耗品費

(3)　災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

2　第１項に示す経費以外の負担区分は、努めて早期に甲乙間で協議するものとする。

3　甲は、乙の災害派遣において、甲又は受入側（施設等の管理者、市町村等）が負担すべき経費を具体化し、本協定に追加するとともに、関係する計画等に整理するものとする。

第 17 条　災害派遣の撤収

甲は、第１４条に定める調整に基づき派遣目的を達したと判断した場合、甲及び乙が協議の上、速やかに乙に撤収を要請するものとする。

（その他）

第 18 条　協定書の定めのない事項

この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第 19 条　協定の見直し

本協定に追加及び修正する必要が生じた場合、甲及び乙が協議の上、逐次に見直しをするものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成２４年６月７日

甲　　北海道知事

乙　　陸上自衛隊　北部方面総監

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の３の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

（１）　法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の２に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

（２）　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害

（３）　乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第３条　相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

２　甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第４条　甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

（１）　避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

（２）　災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

（３）　有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

（４）　り災証明書申請受付及び発行に関する事務

（５）　り災建物判定にかかる現地調査補助

（６）　その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第５条　相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第４条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により申請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

２　丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第６条　甲は、乙又は丙から第５条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第７条　甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援については、第５条第１項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第８条　甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２６年３月２８日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自１通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成２６年　３月２８日

甲　財務省北海道財務局
北海道財務局長　鈴木正俊

乙　北海道
北海道知事　斉藤はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田岡克広

丁

北海道町村会
北海道町村会長　寺島光一郎

資　料　６－９－５－１

ヘリコプター離着陸、物資投下の可能地点

施　設　名	所　在　地	地　積 （　×　m）	施設管理者 及び電話番号
山　村　広　場	泊村大字茅沼村坂の上	９,６００㎡ （80m×120m）	泊村教育委員会 ７５－２３１１
泊小学校グランド	泊村大字盃村 134－1	９,６００㎡ （80m×120m）	泊村教育委員会 ７５－２３１１
泊　村　公　民　館	泊村大字茅沼村 172－7	１,０２４㎡ （64m×16m）	泊村教育委員会 ７５－３２５８
旧堀株小学校グランド	泊村大字堀株村 35	１,８００㎡ （30m×60m）	泊村 ７５－２０２１

（平成２８年３月３１日現在）

着陸点には、

着陸点（直径３０ｍ）のほぼ中央に石灰等で直径１０ｍの正円を描き、中央にＨと記す。

資　料　６－１１－７－１

村内及び近隣の医療施設一覧表

病院名	管理者氏名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
茅沼診療所	泊　村	泊村大字 茅沼村 711－3	75－3651	内科	－
社会福祉法人 北海道社会事業 協会岩内病院	社会福祉法人 北海道社会事業 協会岩内病院	岩内町字 高台 209 番 2	62－1021	内科・外科 小児科・眼科 循環器内科・ 消化器内科・ 整形外科・ 神経精神科	240

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　６－１２－４－１

感染症指定医療機関

所在地	電話番号	病床数	病院名	摘要
倶知安町北４条東１丁目	0136（22）1141	２床	ＪＡ北海道厚生連 倶知安厚生病院	

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　６－１６－８－１

炊出し施設の状況

施設名	住所	電話番号
泊小学校	泊村大字盃村 134－1	７５－２００３
泊地区集会所	泊村大字泊村 47－4	７５－４１５０
泊村公民館	泊村大字茅沼村 172－7	７５－３２５８
茅沼地区集会所	泊村大字茅沼村 672－2	７５－２００４
泊村養護老人ホームむつみ荘	泊村大字茅沼村 711－3	６５－２２５５
とまり保育所	泊村大字茅沼村 6－2	７５－２３３０
盃地区集会所	泊村大字興志内村 1－6	７５－２３０２
泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上 6－3	７５－２２０３
渋井地区集会所	泊村大字堀株村字渋井 132－15	７５－２７３３
堀株地区集会所	泊村大字堀株村 35	７５－２７１７
泊村学校給食共同調理所	泊村大字茅沼村南坂の上 6－3	７５－２２５４
臼別地区集会所	泊村大字茅沼村字臼別 196－5	７５－２３５１
照岸・糸泊地区集会所	泊村大字泊村 81－7	７５－３７５８
泊村総合福祉センター	泊村大字茅沼村 500－2	６５－２２７７
計　１４施設		

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　６－１７－３－１

給水施設の状況

給水施設の名称	計画給水人口	現在給水人口	原水種別	配水方法	従事職員数	施設の所在地	施設の管理者	電話番号
泊村簡易水道	3,500 人	1,736 人	表流水	自然流下	２人	泊村大字泊村字有戸 泊村大字茅沼村字古敷	泊村	75－2021

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　６－１７－３－２

給 水 車 両 の 保 有 状 況

給水車両	台数	搬送能力	設置場所	管理者	摘　要
消防タンク車	１台	３,５００ℓ	岩内・寿都地方消防組合消防署泊支署	岩内・寿都地方消防組合消防署泊支署	

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　６－２６－２－１

応 急 教 育 の 予 定 施 設

区分	施設名	教室数	収容可能数
学校（小・中）	泊　小　学　校	１０	１,４９７
	泊　中　学　校	１１	１,９００
	計	２１	３,３９７
公共的施設（公共施設又は）	盃地区集会所		１５４
	泊地区集会所		３４４
	茅沼地区集会所		２２１
	泊村公民館		５１１
	堀株地区集会所		１７２
	泊村アイスセンター		５９２
	計		１,９９４
合　計		２１	５,３９１

（平成２８年３月３１日現在）

資料　６―２７―２－１

火葬場・埋葬場の所在地

区　分	名　称	所　在　地	管理者
火葬場	とまり葬斉場	泊村大字茅沼村 209 番地の１	村　長
埋葬場	茅沼墓地	泊村大字茅沼村番外１基	村　長

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　６－２９－４－１

じ ん 芥 処 理 施 設 の 現 況

設　置　場　所	設　　置　　者	処　理　能　力
共和町老古美 745 の 2	岩内地方衛生組合	炉 50t／日（50t×16h）

（平成２８年３月３１日現在）

し尿処理施設の状況

設　置　場　所	設　　置　　者	処　理　能　力
岩内町字野束 22－10	岩内地方衛生組合	70Kℓ／日

（平成２８年３月３１日現在）

資　料　８－２－１－１

漁　港　区　域　図

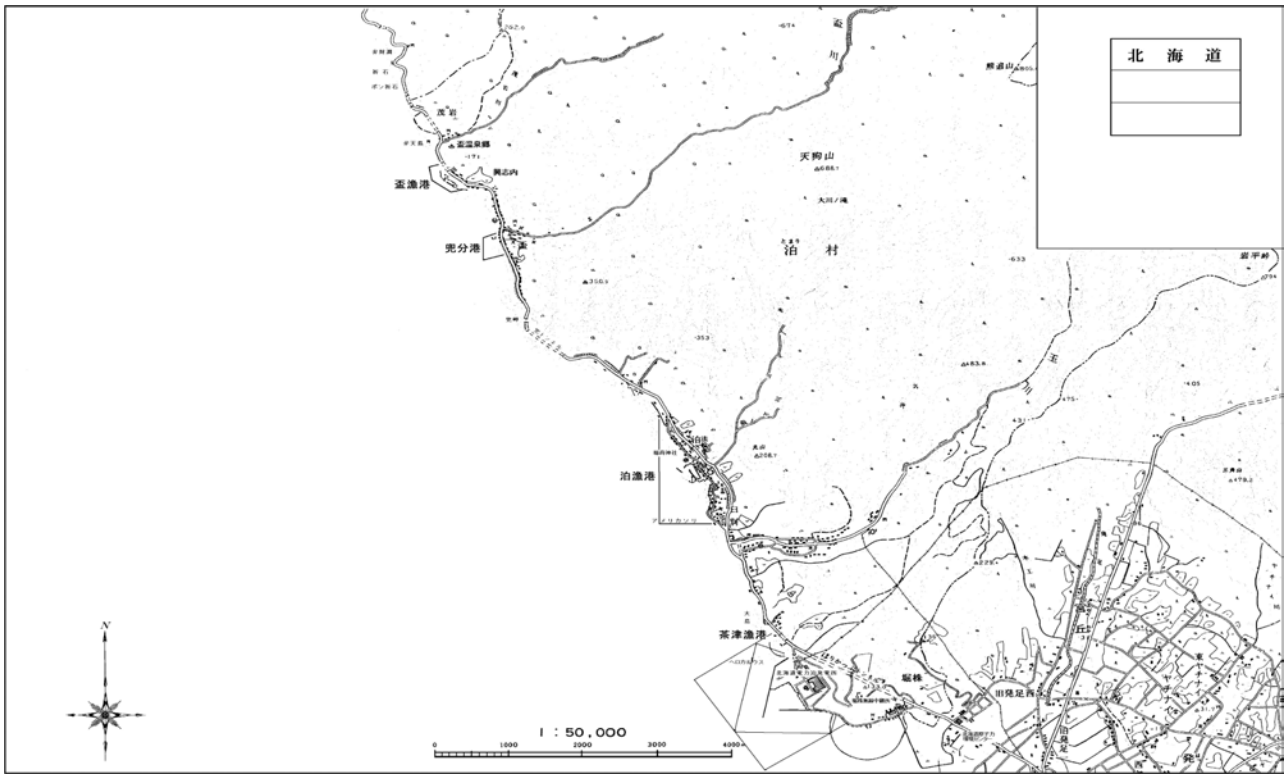

資料　９－１－３－１

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河　　川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行１カ所 500 万円以上 道施行１カ所 120 万円以上 市町村施行１カ所 60 万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海　　岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行１カ所 500 万円以上 道施行１カ所 120 万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行１カ所 60 万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国　その都度決定する。 道施行１カ所 120 万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道　　路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行１カ所 500 万円以上 道施行１カ所 120 万円以上 市町村施行１カ所 60 万円以上	〃
	港　　湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行１カ所 500 万円以上 管理組合施行１カ所 120 万円以上 市町村施行１カ所 60 万円以上	〃
	漁　　港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行１カ所 500 万円以上 道施行１カ所 120 万円以上 市町村施行１カ所 60 万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行１カ所 120 万円以上 市町村施行１カ所 60 万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空　　港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	１施設　120 万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の 2/10 は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農　　地	道、市町村、土地改良区等	農地	１カ所　40 万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	１カ所　40 万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	１カ所　40 万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	１カ所　40 万円以上	6.5/10（通常）、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

<table>
<tr><th>適用法令</th><th>事業名</th><th>事業主体</th><th colspan="2">対象及び内容</th><th>単位当事業費</th><th>国庫補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">土地改良法</td><td rowspan="4">農業用施設</td><td rowspan="4">開発局</td><td rowspan="2">事業実施地区</td><td>土地改良法第 85 条、第 85 条の 2、第 85 条の 3、第 87 条の 2 の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区</td><td>1 地区の復旧事業費（当該地区における 1 カ所の復旧事業費 75 万円以上のものの合算額）が 500 万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の 100 分の 1 を超えるもの。</td><td rowspan="4">土地改良法施行令第 52 条第 1 項第 3 号、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき算定する。</td></tr>
<tr><td>北海道が、土地改良法第 89 条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区</td><td>1 カ所　75 万円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業完了地区</td><td>基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区</td><td>1 カ所　75 万円以上</td></tr>
<tr><td>基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区</td><td>・1 カ所　概ね 2,000 万円以上
・工事が高度な技術を要するとき
・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき</td></tr>
<tr><td>公営住宅法</td><td>公営住宅</td><td>道、市町村</td><td colspan="2">公営住宅</td><td>毎年国から示される</td><td>2/5～3/4</td></tr>
<tr><td>生活保護法</td><td>保護施設</td><td>市町村（指定都市及び中核市を除く。）社会福祉法人、日本赤十字社</td><td colspan="2">救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設</td><td>施設整備～災害復旧費協議額
1 件につき 80 万円以上</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>老人福祉法</td><td>老人福祉施設</td><td>市町村（指定都市及び中核市を除く。）社会福祉法人</td><td colspan="2">養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等</td><td>〃</td><td>1/2
または
1/3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害者総合支援法</td><td>障害福祉サービス事業所</td><td rowspan="2">市町村（指定都市及び中核市を除く。）障害者総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、営利法人等）</td><td colspan="2">療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの</td><td>〃</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所</td><td colspan="2">居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>障害者支援施設</td><td>市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等</td><td colspan="2">障害者支援施設</td><td>〃</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>売春防止</td><td>婦人保護施設</td><td>道</td><td colspan="2">婦人相談所、婦人保護施設</td><td>施設整備～災害復旧費協議額
1 件につき 80 万円以上</td><td>1/2</td></tr>
</table>

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	〃	〃
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	〃
	児童厚生施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水措置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130円 ②本復旧費＞1,900千円 （町村は1,000千円） ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110円 ②本復旧費＞1,000千円 （町村は500千円）	1/2～8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80 万円以上 市町村 40 万円以上 設備整備 道 60 万円以上 市町村 30 万円以上	2/3 （離島 4/5）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道　80 万円以上 市町村　40 万円以上	2/3 （離島 4/5）
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街　　路	道、市町村	都市計画法第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定により決定された施設道路及び土地区画整備事業により築造された道路（道路の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第 18 条第 2 項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道　120 万円以上 市町村　60 万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生して土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が 3 万㎥以上であるもの、又は 2 千㎥以上の一団をなす堆積土砂又は 20m 以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量 2 千㎥以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村　60 万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村 （一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80 万円以上 市町村：40 万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2)都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
	3)公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4)宅　地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

資料　９－２－３－１

応　急　金　融　の　大　要

（平成 23 年度）

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
生活福祉資金	

資金の種類		内容	貸付限度（円）	措置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	（単身世帯）月額 150,000 円以内	最終貸付日から６カ月以内	20 年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
			（複数世帯）月額 200,000 円以内			
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	６ヵ月以内（生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から６ヵ月以内）		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	400,000 円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的使途は別表参照）	5,800,000 円以内（ただし、使途目的に応じて別表を参照）	６ヵ月以内	20 年以内（ただし、使途目的に応じ別表を参照）	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に設計の維持が困となった場合に貸付する費用	100,000 以内	２ヵ月以内	８ヵ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000 以内	卒業後６ヵ月以内	15 年以内（貸付額に期間の上限有り）	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	（高等学校）月額 35,000 円以内			
			（高等専門学校）月額 60,000 円以内			
			（短期学校）月額 60,000 円以内			
			（大学）月額 65,000 円以内			
不動産型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の７割）月額 30,000 円以内	契約終了後３ヵ月以内	据置期間終了時	年 3%または長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の７割）保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後３ヵ月以内	据置期間終了時	

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を、貸付けの日から２年以内とすることができる。

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
生活福祉資金	

使途目的	呼　称	貸付限額目安	還期間	利　子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000 円	20 年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
技能習得に必要な経費及びその期間中の設計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能取得期間 ・６か月以内 1,300,00 円 ・１年以内 2,200,000 円 ・２年以内 4,000,000 円 ・３年以内 5,800,000 円	８年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000 円	７年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000 円	８年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000 円	８年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000 円	10 年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	５年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の設計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	５年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000 円	７年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000 円	３年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備警備	500,000 円	３年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000 円	３年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000 円	３年以内	

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等

母子及び寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	措置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体　4,260,000		1年	7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000		6ヶ月	7年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 短大、専修大学（専門課程）	公立（自宅）18,000 （自宅外）23,000 私立（自宅）30,000 （自宅外）35,000 公立（自宅）44,000 （自宅外）50,000 私立（自宅）52,000 （自宅外）59,000 大学 公立（自宅）44,000 （自宅外）50,000 私立（自宅）53,000 （自宅外）63,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内（専修学校（一般課程は5年以内）	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例　洋裁、タイプ、栄養士等）	月額50,000 （特1回450,000）	知識、技能を習得する期間3年以内 範囲	知識技能取得後6か月	10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額50,000 （特1回450,000） （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間3年以内 範囲	知識技能取得後6か月	6年以内	無利子

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
母子及び寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	措置期間	償還期間	利率
就職支度資金	母子家庭の母又は児童父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 （特別　320,000）		1か月	10年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	310,000 （特　1回 450,000） 介護 500,000		6か月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 （一般）103,000 （技能）140,000	技能習得資金貸付期間中3年以内	知識技能習得（医療）後6か月	10年以内	無利子
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	貸付期間満了後6か月	7年以内	年3％
		配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付年又は離職日の翌日から1年以内		生活安定8年以内 失業5年以内	
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6か月	7年以内（保全等は6年以内）	年3％
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	年3％

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
母子・寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	措置期間	償還期間	利率
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校　39,500 中学校　46,100 高校等 公立（自宅） 75,000 （自宅外）85,000 私立（自宅） 410,000 （自宅外） 420,000 大学・短大等 公立（自宅） 370,000 （自宅外） 380,000 私立（自宅） 580,000 （自宅外） 590,000		6か月	20年以内（専修学校（一般課程は5年以内））	無利子
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	年3％
特例児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18歳未満の児童を扶養する期間中5年を超えない範囲	6か月	10年以内	無利子

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内　容　・　資　格　・　条　件　等</th></tr>
<tr><td>災害援護資金貸付金</td><td>
実施主体　市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。
対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。
貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
<table>
<tr><th>貸付限度</th><th>利率</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>償還方法</th></tr>
<tr><td>①　世帯主の１ヶ月以上の負傷
1,500,000 円</td><td rowspan="4">年３％
(措置期間は無利子)</td><td rowspan="4">３年
(特別の事情がある場合は５年)</td><td rowspan="4">10 年
(措置期間を含む)</td><td rowspan="4">半年賦
年賦</td></tr>
<tr><td>②　家財等の損害
ア　家財の３分の１以上の損害
1,500,000 円
イ　住宅の半壊
1,700,000 円
ウ　住宅の全壊(１の場合を除く)
2,500,000 円
エ　住宅全体の滅失又は流失
3,500,000 円</td></tr>
<tr><td>③　①と②とが重複した場合
ア　①と②のアが重複した場合
2,500,000 円
イ　①と②のイが重複した場合
2,700,000 円
ウ　①と②のウが重複した場合
3,500,000 円</td></tr>
<tr><td>④　次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
ア　②のイの場合 2,500,000 円
イ　②のウの場合 3,500,000 円
ウ　③のイの場合 3,500,000 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助　道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号)	国 2/3 貸付　道 1/3 貸付 償還については６月ないし１年間の措置期間がある。修業資金については厚生大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年法律第 82 号)	貸付金の額は、１世帯当たり限度額は 350 万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担　国 2/3　都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等

災害復興住宅資金

1　融資対象者

・次の（1）から（4）の全てにあてはまる方

（1）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方

（2）ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方

（3）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年　収	４００万円未満	４００万円以上
総返済負担率	３０％以下	３５％以下

（4）日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

区分		建設	新築購入	ﾘﾕｰｽ(中古)購入	補修
融資対象	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること 地方公共団体による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)175㎡以下	
	敷地面積		100㎡以上 (一戸建ての場合)	一戸建て当たり100㎡（一戸建て等の場合）	
	築年数		申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工予定の住宅		
融資限度額	耐火 準耐火 木造 (高耐久、補修を除く)	建設資金　1,460万円 土地取得資金　970万円 整地資金　380万円	購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2.130万円 うち土地取得資金 970万円 (ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ) (購入資金 2,430万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金　640万円 移転資金　380万円 整地資金　380万円 ※　木造は下段
	木造（一般）	建設資金　1,400万円 土地取得資金　970万円 整地資金　380万円	購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,920万円 うち土地取得資金 970万円	補修資金　590万円 移転資金　380万円 整地資金　380万円
返済期間	耐火 準耐火 木造 (高耐久)	35年以内	35年以内	ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅・ﾏﾝｼｮﾝ　35年以内 ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅・ﾏﾝｼｮﾝ 25年以内	20年以内
	木造（一般）	25年以内	25年以内		
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)
貸付金利		年1.77% (平成23年1月24日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)			
受付期間		り災日 （市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から２年間			

取扱機関等	関係法令等	備　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル　0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 （災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海岸汚染等よる通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。）
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし、家族協定において、①経営の一部について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 （ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
	償還期間	10年以内(うち据置き3年以内)
	貸付利率	年0.6～1.05%(H24.4.28現在)

取扱機関	関係法令等	備　考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
天災融資法による融資	貸付の対象　(ｱ) 被害農業者 (ｲ) 被害林業者（以下「農林漁業者という)」 (ｳ) 被害漁業者 (ｴ) 被害組合 融　資　額　農林漁業者　2,000,000 円（北海道 3,500,000 円） 法令で定める資金　5,000,000 円 法令で定める法人 25,000,000 円 漁具購入　50,000,000 円 償 還 期 間　農林漁業者　6 年以内(激甚災害法適用 7 年以内) 貸 付 利 率　農林漁業者　損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 年 6.5%以内 損失額の割合 30%以上の者　年 5.5%以内 特別被害地域内の特別被害農業者　年 3.0%以内 ※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧))	貸付の対象　農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植 貸 付 限 度　1 施設当たり 3,000,000 円（特認 6,000,000 円） 又は貸付対象事業費×0.8 のいずれか低い額 貸 付 期 間　15 年(うち据置 3 年)以内。ただし、果樹の改植は 25 年(うち据置 10 年)以内 貸 付 利 率　年 0.7～1.5%(H22.12.20 現在)
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 水産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象　被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得 貸 付 限 度　1　貸付対象事業費×0.8 2　漁船 1,000 万円　その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額 貸 付 期 間　15 年以内(うち据置 3 年以内) 貸 付 利 率　年 0.35～1.10%(H25.3 現在)

取扱機関等	関係法令等	備　考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等) ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の 10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の 30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の 10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の 50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の 10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の 50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
造林資金	貸付の対象　造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額、但し、計画森林にあっては、90%相当額 償 還 期 間　35 年以内(20 年以内の据置期間含む) 貸 付 利 率　0.6～1.4%（H24.4.18 現在）
樹苗養成施設資金	貸付の対象　苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 償 還 期 間　15 年以内(5 年以内の据置期間含む) 貸 付 利 率　0.6～1.4%（H24.4.18 現在）
林道資金	貸付の対象　自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 償 還 期 間　20 年以内(3 年以内の据置期間含む) 貸 付 利 率　0.6～1.4%（H24.4.18 現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象　林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクェーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円)のいずれか低い額 償 還 期 間　15 年以内(3 年以内の据置期間含む) 貸 付 利 率　0.6～1.4%（H24.4.18 現在）
共同利用施設資金	貸付の対象　林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリェーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付限度額　貸付を受ける者の負担する額の 80%相当 償 還 期 間　20 年以内(3 年以内の据置期間含む) 貸 付 利 率　0.6～1.4%（H24.4.18 現在）

取扱機関等	関係法令等	備　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
林業経営維持資金	貸付の対象　樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が 80ha を超えない者）及び林業を営む法人（但し、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合同連合会等（但し、前記の者に転貸する場合に限る。） 貸付限度額　個人 60 万円（但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を 60 万円から控除した額） 法人 800 万円 償 還 期 間　20 年以内(原則一括払い) 貸 付 利 率　1.00～1.70%
備荒資金直接融資資金	貸付の対象　備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。 貸付限度額　各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、但し、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで 償 還 期 間　6 ヶ月 融 資 利 率　年利率　3%

取扱機関等	関係法令等	備　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の２倍（その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
中小企業総合振興資金 「セーフティネット貸付（災害貸付）」	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件

融資対象	１災害の影響により中小企業信用保険法第２条第４項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ２地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	８，０００万円	５，０００万円
融資期間	10 年以内（据置２年以内）	７年以内（据置２年以内）
融資利率	［固定金利］ ５年以内年１．３％ 10 年以内年１．５％	［変動金利］ 年１．３％ （融資期間が３年超の場合選択可）
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備　考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用銀行、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内　容　・　資　格　・　条　件　等
勤労者 福祉資金	

区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） 前年の総所得が 600 万円以下の方	２年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が 600 万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。
融資金額	中小企業に働く方・季節労働者の方　120 万円以内 離職者の方　100 万円以内		
融資期間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年 1.60%	年 0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。	

取扱機関等	関係法令等	備　考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

<table>
<tr><th></th><th>内　容　・　資　格　・　条　件　等</th></tr>
<tr><td>目　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>法適用の要件</td><td>(1)　対象となる自然災害
①災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
④5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
(2)　支給対象世帯
・住宅が全壊した世帯
・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支　給　条　件</td><td>(1)支給金額
下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">合計</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>①～④</th><th>⑤～⑧</th></tr>
<tr><td>複数（２人以上）世帯</td><td>３００万円</td><td>１００万円</td><td>２００万円</td></tr>
<tr><td>単数（１人）世帯</td><td>２２５万円</td><td>７５万円</td><td>１５０万円</td></tr>
</table>
①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
③住居の移転費又は移転のための交通費
④住宅を賃借する場合の礼金
⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（５０万円が限度）
⑥住宅の解体（除却）撤去・整地費
⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費
（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（１００万円が限度）
（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で７０万円を限度に支給
（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の１／２
(2)支給に係るその他の要件
<table>
<tr><th rowspan="2">年収等の要件</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr>
<tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr>
<tr><td>（年収）≦500 万円の世帯</td><td>３００万円</td><td>２２５万円</td></tr>
<tr><td>500 万円＜（年収）≦700 万円
かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯</td><td rowspan="2">１５０万円</td><td rowspan="2">１１２.５万円</td></tr>
<tr><td>700 万円＜（年収）≦800 万円
かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</td></tr>
</table>
（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、１級の精神障害者、１，２級の身体障害者などを構成員に含む世帯</td></tr>
<tr><td>補助金の交付</td><td>被災者生活再建支援法人が支給する支援金の２分の１に相当する額を国が補助</td></tr>
</table>

泊 村 地 域 防 災 計 画 （ 資 料 編 ）
発　行　　平成２８年９月
発　行　人
泊　　村　　防　　災　　会　　議
【　事　務　局　】
泊村役場総務部企画振興課

問い合わせ先：
〒045－0202
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191－7
TEL　0135－75－2877
FAX　0135－75－3168